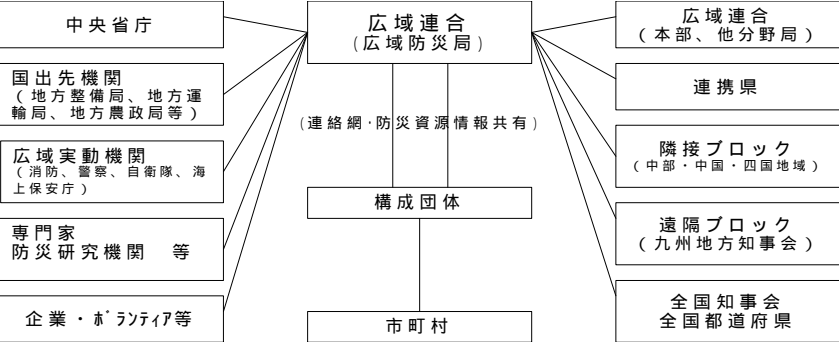
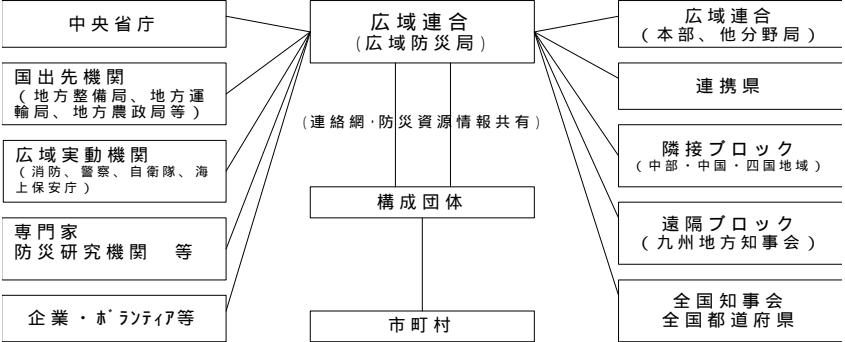


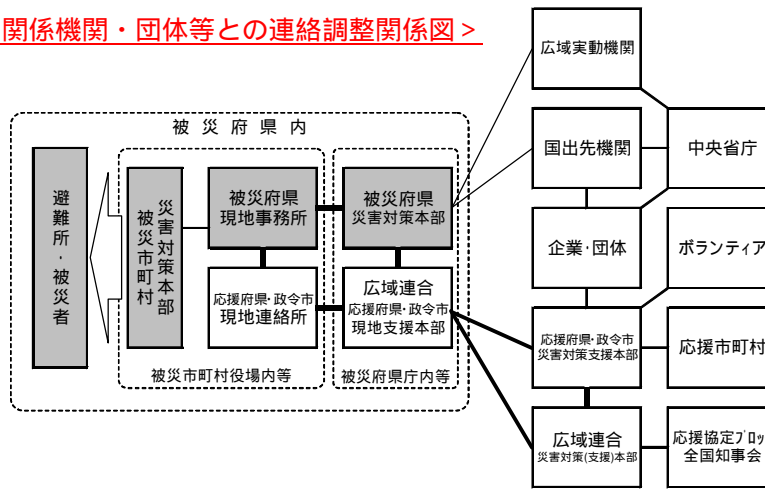
頁	現 行	頁	修 正 案																																			
1	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。 その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p> <p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>近畿農政局 (神戸地域センター)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>近畿地方整備局</td> <td></td> <td></td> <td>3 被災空港施設(直轄)の復旧</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <p>追加</p>	3	近畿農政局 (神戸地域センター)				4	近畿地方整備局			3 被災空港施設(直轄)の復旧	5	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)				1	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進 県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進することとする。 その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することとする。 また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズに配慮することとする。</p> <p>第1編 総則 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>近畿農政局</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>近畿地方整備局</td> <td></td> <td></td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>海上保安本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>新聞国際空港株式会社</td> <td>消火救難体制の整備</td> <td>災害時における消火救難体制の構築</td> <td>被災空港施設(直轄)の復旧</td> </tr> </table>	3	近畿農政局				4	近畿地方整備局			削除	5	海上保安本部				7	新聞国際空港株式会社	消火救難体制の整備	災害時における消火救難体制の構築	被災空港施設(直轄)の復旧
3	近畿農政局 (神戸地域センター)																																					
4	近畿地方整備局			3 被災空港施設(直轄)の復旧																																		
5	第五管区海上保安本部 第八管区海上保安本部 (舞鶴海上保安部)																																					
3	近畿農政局																																					
4	近畿地方整備局			削除																																		
5	海上保安本部																																					
7	新聞国際空港株式会社	消火救難体制の整備	災害時における消火救難体制の構築	被災空港施設(直轄)の復旧																																		

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																						
8	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="224 229 1099 708"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 財団法人神戸市 都市整備公社</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送機関 神戸エフエム放送</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県医師会</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県看護協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県歯科医師会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県薬剤師会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	鉄道等輸送機関 財団法人神戸市 都市整備公社					放送機関 神戸エフエム放送					社団法人 兵庫県医師会	略				社団法人 兵庫県看護協会					社団法人 兵庫県歯科医師会					社団法人 兵庫県薬剤師会					8	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1227 229 2103 708"> <thead> <tr> <th></th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧</th> <th>災害復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人神戸 すまいまちづくり公社</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送機関 <u>兵庫</u>エフエム放送</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人 兵庫県医師会</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>公益</u>社団法人 兵庫県看護協会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人 兵庫県歯科医師会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人 兵庫県薬剤師会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人神戸 すまいまちづくり公社</u>					放送機関 <u>兵庫</u> エフエム放送					<u>一般</u> 社団法人 兵庫県医師会	略				<u>公益</u> 社団法人 兵庫県看護協会					<u>一般</u> 社団法人 兵庫県歯科医師会					<u>一般</u> 社団法人 兵庫県薬剤師会				
	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																					
鉄道等輸送機関 財団法人神戸市 都市整備公社																																																																									
放送機関 神戸エフエム放送																																																																									
社団法人 兵庫県医師会	略																																																																								
社団法人 兵庫県看護協会																																																																									
社団法人 兵庫県歯科医師会																																																																									
社団法人 兵庫県薬剤師会																																																																									
	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興																																																																					
鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人神戸 すまいまちづくり公社</u>																																																																									
放送機関 <u>兵庫</u> エフエム放送																																																																									
<u>一般</u> 社団法人 兵庫県医師会	略																																																																								
<u>公益</u> 社団法人 兵庫県看護協会																																																																									
<u>一般</u> 社団法人 兵庫県歯科医師会																																																																									
<u>一般</u> 社団法人 兵庫県薬剤師会																																																																									
13	<p>第1編 総則 第4節 既往地震の概要</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。</p> <p>(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上を与えたと推定される地震表 省略</p> <p>(注1) は県内のいずれかに震度6以上を与えたと推定される地震は県内のいずれかに震度7以上を与えた地震</p>	13	<p>第1編 総則 第4節 既往地震の概要</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県内での地震災害の発生状況</p> <p>有史以来、兵庫県のどこかに震度5弱以上の<u>揺れがあった</u>と推定される地震は次のとおりである。県域の中では、南東部地域で震度5弱以上を経験する頻度が高くなっている。このなかで、20世紀だけをとってみると、北但馬地震(死者425人、負傷者806人)、南海地震(死者50人、負傷者69人)、兵庫県南部地震(死者6,402人、負傷者40,092人)の被害が大きい。</p> <p>(第1表) 兵庫県のどこかに震度5弱以上の<u>揺れがあった</u>と推定される地震表 省略</p> <p>(注1) は県内のいずれかに震度6以上の<u>揺れがあった</u>と推定される地震は県内のいずれかに震度7の<u>揺れがあった</u>地震</p>																																																																						

頁	現 行	頁	修 正 案
45	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制 県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。</p>	45	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 組織体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の防災組織体制 県は、県域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めることとする。 <u>なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
48	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>(2) 個別防災訓練 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。 ア 対策のシミュレート訓練 イ 他機関との連携訓練 等</p> <p>追加</p> <p>実地訓練 ア 水防訓練 イ 消防訓練 ウ 災害救助訓練 エ 災害警備訓練 オ 林野火災訓練 カ 石油コンビナート等防災訓練 キ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊等に係る訓練 等</p>	48	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第2節 研修・訓練の実施</p> <p>(2) 個別防災訓練 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施することとする。 ア 対策のシミュレート訓練 イ 他機関との連携訓練 <u>ウ 津波、石油コンビナート火災、鉄道事故等地震に伴う複合災害を想定した訓練</u> 等</p> <p>実地訓練 ア 水防訓練 イ 消防訓練 ウ 災害救助訓練 エ 災害警備訓練 オ 林野火災訓練 カ 石油コンビナート等防災訓練 キ 緊急消防援助隊や<u>警察災害派遣隊</u>等に係る訓練 等</p>
48	48	48	48
49	<p>(6) 広域応援訓練（<u>近畿府県合同防災訓練</u>） 関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、<u>年1回</u>、合同防災訓練を企画、実施することとする。</p>	49	<p>(6) 広域応援訓練 関西広域連合府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）及び連携県（福井県、三重県、奈良県、鳥取県）が共同で、近畿圏の防災関係機関等の参加のもと、合同防災訓練を企画、実施することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
50	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p>(2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合 広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築することとする。</p> <p><広域連合と関係機関・団体等との関係></p> 	50	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>1 関西広域連合との連携</p> <p><広域連合と関係機関・団体等との関係> (平時)</p>  <p>(2) 兵庫県以外で大規模広域災害が発生した場合 広域連合が決定した方針等に基づき、広域連合と連携し、迅速に支援できる体制を構築することとする。</p> <p><u>関係広域機関との連絡調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>関係広域機関(中央省庁、国出先機関、広域実動機関)との連絡調整は、原則として被災府県が行う。</u> ・<u>法令に定めがある場合や、要綱・協定等により既定の応援制度がある分野については、その制度に沿って当事者間で連絡調整を行う。</u> <p><u>〔該当分野例〕救助・救急(警察災害派遣隊(警察庁)、緊急消防援助隊(消防庁)、自衛隊)、公共土木施設の緊急対策(緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE:国土交通省))</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
53	<p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>追加</p> <p>(3) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(4) 防災体制等の標準化の促進</p> <p style="text-align: center;">略</p>	51	<p><u>< 関係機関・団体等との連絡調整関係図 ></u></p>  <p>網かけは、被災団体又は被災者を示す。 太線は、広域連合と構成団体・連携県の繋がりを示す。</p> <p>6 県・市町間の連携強化</p> <p>(3) <u>県外災害ひょうご緊急支援隊</u> <u>県は、県外における大規模災害発生時に被災自治体の応急対策業務を支援するため、「県外災害ひょうご緊急支援隊」を平常時より組織することとする。</u></p> <p>(4) 中播磨・西播磨地域広域防災対応計画の推進</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(5) 防災体制等の標準化の促進</p> <p style="text-align: center;">略</p>
54	<p>7 その他防災関係機関との連携強化</p> <p>(1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。</p>	54	<p>7 その他防災関係機関との連携強化</p> <p>(1) 県警察本部は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための<u>警察災害派遣隊</u>の整備等、広域的な連携強化に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>58 (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ確かな応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネットを通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p>59 3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。</p> <p>59 4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。</p> <p>県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。<u>その際、同報系無線と移動系無線の一体整備に配慮することとする。</u></p> <p>60 市町防災行政無線等の整備状況（平成24年3月31日現在）</p> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <p>放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）</p> <p>60 6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築</p> <p>県、市町は、地域衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ-アラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。</p>		<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第5節 情報通信機器・施設の整備・運用</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用</p> <p>58 (1) 市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、<u>第五管区</u>海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。</p> <p>(2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ確かな応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、インターネット、<u>公共情報commons等</u>を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p> <p>59 3 災害時非常通信体制の充実強化</p> <p>県、市町及び各防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信が利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、県は、近畿地方非常通信協議会の活動等を通して、非常通信体制の整備充実に努めることとする。</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>市町は、防災行政無線の整備を図ることとする。</p> <p>県は、市町防災行政無線の整備を積極的に指導することとする。</p> <p>60 市町防災行政無線等の整備状況（<u>平成25年4月1日現在</u>）</p> <p>[主な情報伝達手段例]</p> <p>放送事業者（<u>テレビ、ラジオ</u>）との連携（<u>公共情報commonsを経由した連携を含む</u>）</p> <p>60 6 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築</p> <p>県、市町は、<u>兵庫</u>衛星通信ネットワークと市町防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するJ-アラート（全国瞬時警報システム）の構築に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
67	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 6 コミュニティ防災拠点 追加 7 市町地域防災計画で定めるべき事項	67	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 6 コミュニティ防災拠点 <u>7 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点との連携</u> <u>京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠</u> <u>点となる堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機</u> <u>能を確保する。</u> <u>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</u>

頁	現 行	頁	修 正 案																																																				
68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>〔実施機関：<u>海上保安本部</u>、県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、消防本部〕</p> <p>第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 平成23年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p style="text-align: center;">常備消防設置状況 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="327 775 1032 906"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>25</td> <td>23市 2町</td> <td>5,213</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>3</td> <td>6市 3町</td> <td>463</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>-</td> <td>7町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>29市12町</td> <td>5,676</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 消防団設置状況 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="338 1011 954 1082"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>44,187人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 火災予防対策 (3) 人命危険対象物火災予防 防火セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	25	23市 2町	5,213	一部事務組合	3	6市 3町	463	事務委託	-	7町	-	計	28	29市12町	5,676	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	44,187人	68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、消防本部〕</p> <p>第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 平成24年4月1日現在、県下の41市町で常備消防が設置されており、常備化率は、人口比で100%、面積比で100%となっている。</p> <p style="text-align: center;">常備消防設置状況 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1330 775 2018 906"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>25</td> <td>23市 2町</td> <td>5,242</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>3</td> <td>6市 3町</td> <td>466</td> </tr> <tr> <td>事務委託</td> <td>-</td> <td>7町</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>29市12町</td> <td>5,708</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 消防団設置状況 (平成24年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1341 1011 1921 1082"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>44,077人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 火災予防対策 (3) 人命危険対象物火災予防 防火<u>及び防災</u>セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火<u>及び防災</u>セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	25	23市 2町	5,242	一部事務組合	3	6市 3町	466	事務委託	-	7町	-	計	28	29市12町	5,708	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	44,077人
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																				
単 独	25	23市 2町	5,213																																																				
一部事務組合	3	6市 3町	463																																																				
事務委託	-	7町	-																																																				
計	28	29市12町	5,676																																																				
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																					
62	29市12町	44,187人																																																					
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																				
単 独	25	23市 2町	5,242																																																				
一部事務組合	3	6市 3町	466																																																				
事務委託	-	7町	-																																																				
計	28	29市12町	5,708																																																				
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																					
62	29市12町	44,077人																																																					

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																																															
70	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 3 消防施設の整備 (1) 現況 消防職員・団員の数等 (平成23年4月1日現在) <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>55</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>115</td> <td>分 団 数</td> <td>1,256</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,676</td> <td>消防団員数</td> <td>44,187</td> </tr> </table>	消防署数	55	消防団数	62	出張所数	115	分 団 数	1,256	消防職員数	5,676	消防団員数	44,187	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 3 消防施設の整備 (1) 現況 消防職員・団員の数等 (平成24年4月1日現在) <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td>56</td> <td>消防団数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td>114</td> <td>分 団 数</td> <td>1,257</td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td>5,708</td> <td>消防団員数</td> <td>44,077</td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	114	分 団 数	1,257	消防職員数	5,708	消防団員数	44,077																																																																								
消防署数	55	消防団数	62																																																																																															
出張所数	115	分 団 数	1,256																																																																																															
消防職員数	5,676	消防団員数	44,187																																																																																															
消防署数	56	消防団数	62																																																																																															
出張所数	114	分 団 数	1,257																																																																																															
消防職員数	5,708	消防団員数	44,077																																																																																															
72	消防ポンプ自動車等の保有数 (平成23年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>159</td> <td>540</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>102</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>53</td> <td></td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>3</td> <td></td> <td>救急自動車</td> <td>214</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>52</td> <td></td> <td>救助工作車</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>32</td> <td>1,400</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>78</td> <td>391</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	159	540	手引動力ポンプ		5	水槽付消防ポンプ自動車	102	13	大型高所放水車	5		はしご付消防自動車	53		泡原液搬送車	4		屈折はしご付消防自動車	3		救急自動車	214		化学消防自動車	52		救助工作車	49		小型動力ポンプ付積載車	32	1,400	消防艇	3		小型動力ポンプ	78	391	ヘリコプター	3()		消防ポンプ自動車等の保有数 (平成24年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td>161</td> <td>532</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td>101</td> <td>13</td> <td>大型高所放水車</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td>55</td> <td></td> <td>泡原液搬送車</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td>4</td> <td></td> <td>救急自動車</td> <td>216</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td>50</td> <td></td> <td>救助工作車</td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td>27</td> <td>1,478</td> <td>消防艇</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>80</td> <td>374</td> <td>ヘリコプター</td> <td>3()</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	161	532	手引動力ポンプ		8	水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4		はしご付消防自動車	55		泡原液搬送車	4		屈折はしご付消防自動車	4		救急自動車	216		化学消防自動車	50		救助工作車	49		小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3		小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3()	
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																													
普通消防ポンプ自動車	159	540	手引動力ポンプ		5																																																																																													
水槽付消防ポンプ自動車	102	13	大型高所放水車	5																																																																																														
はしご付消防自動車	53		泡原液搬送車	4																																																																																														
屈折はしご付消防自動車	3		救急自動車	214																																																																																														
化学消防自動車	52		救助工作車	49																																																																																														
小型動力ポンプ付積載車	32	1,400	消防艇	3																																																																																														
小型動力ポンプ	78	391	ヘリコプター	3()																																																																																														
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																													
普通消防ポンプ自動車	161	532	手引動力ポンプ		8																																																																																													
水槽付消防ポンプ自動車	101	13	大型高所放水車	4																																																																																														
はしご付消防自動車	55		泡原液搬送車	4																																																																																														
屈折はしご付消防自動車	4		救急自動車	216																																																																																														
化学消防自動車	50		救助工作車	49																																																																																														
小型動力ポンプ付積載車	27	1,478	消防艇	3																																																																																														
小型動力ポンプ	80	374	ヘリコプター	3()																																																																																														
72	消火水利の概要 (平成23年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火栓</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,439</td> <td>100m³以上</td> <td>954</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td>1,168</td> </tr> <tr> <td>40～60 m³</td> <td>12,858</td> </tr> <tr> <td>20～40 m³</td> <td>2,459</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>421</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>912</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>894</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	消火栓			防火水槽	17,439	100m³以上	954	60～100 m³	1,168	40～60 m³	12,858	20～40 m³	2,459	井 戸	421			プール	912			その他	894			消火水利の概要 (平成24年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>消火栓</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4">17,494</td> <td>100m³以上</td> <td>967</td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td>1,171</td> </tr> <tr> <td>40～60 m³</td> <td>12,935</td> </tr> <tr> <td>20～40 m³</td> <td>2,421</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>541</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>1,037</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>884</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	消火栓			防火水槽	17,494	100m³以上	967	60～100 m³	1,171	40～60 m³	12,935	20～40 m³	2,421	井 戸	541			プール	1,037			その他	884																																																
消火栓																																																																																																		
防火水槽	17,439	100m³以上	954																																																																																															
		60～100 m³	1,168																																																																																															
		40～60 m³	12,858																																																																																															
		20～40 m³	2,459																																																																																															
井 戸	421																																																																																																	
プール	912																																																																																																	
その他	894																																																																																																	
消火栓																																																																																																		
防火水槽	17,494	100m³以上	967																																																																																															
		60～100 m³	1,171																																																																																															
		40～60 m³	12,935																																																																																															
		20～40 m³	2,421																																																																																															
井 戸	541																																																																																																	
プール	1,037																																																																																																	
その他	884																																																																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案
82	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害医療救急システム</p> <p>8 医薬品等の確保 (4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。 <u>また、血液事業に関する情報提供、見学・研修の受入などを行うとともに、輸血医療の研究体制の構築、さらに、さい帯血移植や末梢血幹細胞移植など高度医療への対応や研究協力を進めることとする。</u> <u>平成15年8月、災害医療センター隣接地に開設。</u></p> <p>11 市町における災害医療体制等の整備 (1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。</p>	82	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害医療救急システム</p> <p>8 医薬品等の確保 (4) 兵庫県赤十字血液センターは、県民医療に不可欠な輸血用血液を確保・供給する拠点となるとともに、災害時における陸・海・空路を利用した血液供給体制の整備を行うこととする。</p> <p>削除</p> <p>11 市町における災害医療体制等の整備 (1) 市町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、<u>薬剤師会</u>、医療機関、搬送機関等と調整し、市町地域防災計画に明記の上、整備を図ることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
83	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関〕</p>	83	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第10節 緊急輸送体制の整備</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、日本通運(株)、道路輸送機関〕</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
86	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>(避難所管理・運営の指針の主な内容)</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の目的、機能、対象者等 <p>事前対策の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所指定方針等 ・管理運営体制の整備 ・施設・設備、備蓄等の整備 ・運営組織の育成 ・開設・運営訓練 ・避難所の周知 等 <p>応急対策の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設等 ・管理責任者の配置と役割 ・避難者・避難所の情報管理、災害時要援護者の保護等 ・食料・生活物資等の提供 ・健康、衛生環境、広報、相談対応 ・ボランティアの受入、帰宅困難者対応 等 <p>マニュアル作成例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理マニュアル(市町向け) ・避難所運営マニュアル(避難所用) 	86	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第11節 避難対策の充実</p> <p>(避難所管理・運営の指針の主な内容)</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の目的、機能、対象者 等 <p><u>一般避難所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所指定方針</u> ・<u>管理運営体制の整備</u> ・<u>避難所の施設・設備、備蓄、通信手段</u> ・<u>避難所不足への対応</u> ・<u>管理責任者の配置と役割</u> ・<u>避難者・避難所の情報管理、災害時要援護者の保護</u> ・<u>食料・生活物資等の提供</u> ・<u>女性への配慮</u> ・<u>健康、衛生環境、広報、相談対応 等</u> <p><u>福祉避難所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉避難所の目的、機能、対象者</u> ・<u>福祉避難所の指定</u> ・<u>必要な施設設備、物資・器材、人材</u> ・<u>社会福祉施設、医療機関等との連携</u> ・<u>運営体制の確保 等</u>

頁	現 行	頁	修 正 案
88	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 災害時帰宅困難者対策の推進</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、市町、企業〕</p>	88	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第12節 災害時帰宅困難者対策の推進</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、<u>県県土整備部土木局</u>、市町、企業〕</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 廃棄物対策の充実</p> <p>2 応援体制の整備 (2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センターとの間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p>	99	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 廃棄物対策の充実</p> <p>2 応援体制の整備 (2) 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 県及び神戸市安全協力会、(二社)兵庫県産業廃棄物協会、(一社)兵庫県水質保全センター、<u>(一社)日本建設業連合会(関西支部)及び兵庫県環境整備事業協同組合</u>との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成17年9月に災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
100	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制等の推進</p> <p>(1) 兵庫県災害時要援護者支援対策連絡会 県は、災害時要援護者支援対策の促進を図るため、関係部局間の連携により連絡会を設置し、情報共有を行うとともに、総合的な対策を実施する。</p> <p>(2) 災害時要援護者避難支援検討委員会 県、市町は、災害時要援護者の避難支援体制等の充実を図るため、次の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者の名簿の作成・充実 ・要援護者一人ひとりの支援者の確保 ・県、市町は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点の整備 ・介護事業者の団体等との災害時要援護者支援のための包括協定の締結 <p>県は、災害時要援護者避難支援検討委員会を設置し、有識者、市町、消防団等防災関係者、介護事業団体等と連携のうえ、上記の対策を推進するための「災害時要援護者支援ガイドライン(仮称)」を作成し、市町における災害時要援護者支援対策を促進する。</p>	100	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p> <p><u>1 災害時要援護者支援体制の整備</u></p> <p><u>(1) 推進組織の整備</u> 市町は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努めることとする。</p> <p><u>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</u> 市町は、平常時から自力での避難が困難な災害時要援護者(避難行動要支援者)の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備しておくこととする。</p> <p><u>(3) 避難行動要支援者名簿の共有</u> 市町は、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係課と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者名簿を民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等に提供するよう努めることとする。</p> <p><u>(4) 地域における避難支援体制の整備</u> 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p><u>(5) 訓練・研修の実施</u> 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
100	<p>2 災害時要援護者支援体制の確保</p> <p>(1) 難病患者等への支援体制の整備</p> <p>県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。</p> <p>(2) 市町における災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備</p> <p>市町は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努めることとする。</p> <p>市町は、災害時要援護者に関する情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画を作成することとする。</p> <p>市町は災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ効果的な収集共有を行うこととする。</p> <p>(3) 災害時要援護者への情報伝達手段の確保</p> <p>県、市町は、災害時に（避難準備情報をはじめ）迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（聴覚障害者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、視覚障害者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。</p>	100	<p><u>2 情報伝達体制の整備</u></p> <p><u>(1) 市町の体制</u></p> <p><u>市町は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。</u></p> <p><u>(2) 緊急通報システムの整備</u></p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p><u>(3) 聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営</u></p> <p>県は、災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。</p> <p><u>(4) 障害者への情報伝達体制の整備</u></p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。</p> <p>また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うこととする。</p> <p><u>(5) 外国人に対する日常の情報提供等</u></p> <p>県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。</p> <p>ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供</p> <p>イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
101	<p>(4) 障害者への情報伝達方法の確立</p> <p>障害者への情報伝達体制の整備</p> <p>県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。</p> <p>また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行うこととする。</p> <p>緊急通報システムの整備</p> <p>県、市町は高齢者、障害者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めることとする。</p> <p>聴覚障害者向け緊急情報発信システムの整備・運営</p> <p>県は、ひょうご防災ネットと連携し、風水害など災害に関する情報を、あらかじめ登録した携帯電話にメール配信する聴覚障害者向け緊急情報発信システムを整備・運営することとする。</p> <p>外国人に対する日常の情報提供等</p> <p>県、市町は、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。</p> <p>ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供</p> <p>イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施</p>		

資料2「新旧対照表(地震災害対策編)」の訂正資料です。恐縮ですが差し替えをお願いします。

頁	現 行	頁	修 正 案
101	<p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設の対応強化 県、市町等は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設等の整備 県は、民間社会福祉施設の防災資機材(小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等)の整備の促進を指導することとする。 県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。 ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備 イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備</p> <p>(4) 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ 県は、県立社会福祉施設を、要援護者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。</p> <p>(5) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備 災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー - 化に努めることとする。</p>	101	<p><u>3 安全な避難場所の確保</u></p> <p><u>(1) 市町は、指定避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、災害時要援護者がすごしやすい環境の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>(2) また、市町は、社会福祉施設等との協定により、災害時に災害時要援護者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>(3) さらに、市町は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておくこととする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
		101	<p><u>4 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保</u> <u>県、市町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努めることとする。</u></p> <p><u>5 平常時の地域ケアシステムとの連携</u> <u>(1) 介護・看護事業者等との連携</u> <u>市町は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図ることとする。</u> <u>県、市町等は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備することとする。</u></p> <p><u>(2) 社会福祉施設等の対応力の強化</u> <u>県、市町は、社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努めることとする。</u> <u>県は、民間社会福祉施設の防災資機材（小型発電機、組立式水槽、備蓄倉庫等）の整備の促進を指導することとする。</u> <u>県、市町等は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努めることとする。</u> <u>ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備</u> <u>イ 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備</u></p> <p><u>(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築</u> <u>県、市町は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかけることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
102	<p>4 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施</p> <p>県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>(2) 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導</p> <p>(4) 緊急通報システムの整備</p> <p>(5) 社会福祉施設等の整備</p> <p>(6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施</p> <p>(7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧</p> <p>(8) 外国語による防火防災対策の啓発</p> <p>(9) その他必要な事項</p>	101	<p><u>6</u> 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施</p> <p>県は、市町等の関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。</p> <p>101 <u>7</u> 難病患者等への支援体制の整備</p> <p>県は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、市町及び医療機関、<u>介護保険事業所</u>等と連携し、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進めることとする。</p> <p>102 <u>8</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) 災害時要援護者の日常的把握</p> <p>(2) 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(3) 災害時要援護者への情報伝達や避難誘導</p> <p>(4) 緊急通報システムの整備</p> <p>(5) 社会福祉施設等の整備</p> <p>(6) 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の実施</p> <p>(7) 土砂災害危険箇所、地区等に所在する災害時要援護者関連施設一覧</p> <p>(8) 外国語による防火防災対策の啓発</p> <p>(9) <u>福祉避難所の設置</u></p> <p><u>(10)</u> その他必要な事項</p>

頁	現 行	頁	修 正 案						
	第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進		第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第18節 津波災害対策の推進						
106	〔実施機関：近畿地方整備局、神戸海洋気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町〕	105	〔実施機関：近畿地方整備局、神戸海洋気象台、海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、 <u>県県土整備部県土企画局</u> 、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、市町〕						
106	2 防潮堤等海岸施設の整備 県、市町及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。 また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。	105	2 防潮堤等海岸施設の整備 県、市町及び防災関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川、海岸、港湾等の施設を整備する場合、 <u>防災基本計画に示される津波災害対策の考え方を踏まえ</u> 、津波に対する安全性に配慮した整備を促進する。 また、各施設管理者は津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平時の管理の徹底を行うこととする。 【津波対策の基本的な考え方】 発生頻度を踏まえた「2つのレベルの津波」に応じた整備を行う。 <table border="1" data-bbox="1263 970 2096 1078"> <thead> <tr> <th data-bbox="1263 970 1503 994">対象津波</th> <th data-bbox="1503 970 2096 994">基本的な考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1263 994 1503 1034">レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)</td> <td data-bbox="1503 994 2096 1034">防潮堤等で津波の越流を防ぐ。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1034 1503 1078">レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)</td> <td data-bbox="1503 1034 2096 1078">津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねばり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	対象津波	基本的な考え方	レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。	レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねばり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。
対象津波	基本的な考え方								
レベル1 津波対策 (発生頻度が高い津波)	防潮堤等で津波の越流を防ぐ。								
レベル2 津波対策 (最大クラスの津波)	津波の越流を一部許容するが、防潮堤等のねばり強い構造への改良等により浸水被害を軽減する。合わせて、避難対策等を推進する。								

頁	現 行	頁	修 正 案
113	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p>追加</p> <p>3 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p>4 一般県民に対する防災実践活動の促進</p> <p>5 ひょうご防災リーダー講座の開設</p> <p>6 学校における防災教育</p> <p>7 防災関係機関の職員が習熟すべき事項</p> <p>8 防災上重要な施設の職員等に対する教育</p> <p>9 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	111	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上</p> <p>第1節 防災に関する学習等の充実</p> <p><u>3 災害教訓の伝承支援</u> <u>県、市町は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取組を支援することとする。</u></p> <p><u>4 防災力強化県民運動の展開</u> <u>県は、県民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を高めるため、防災に関する実践活動を呼びかけ、県民、学校、企業などの様々な主体が行動する防災力強化県民運動を展開することとする。</u> <u>そのなかで、津波災害や豪雨災害において、地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難路や危険箇所の確認、避難訓練、災害時要援護者の支援などに取り組む“みんなで逃げよう”減災防災運動を推進することとする。</u></p> <p><u>5</u> 一般県民に対する防災知識の普及</p> <p><u>6</u> 一般県民に対する防災実践活動の促進</p> <p><u>7</u> ひょうご防災リーダー講座の開設</p> <p><u>8</u> 学校における防災教育</p> <p><u>9</u> 防災関係機関の職員が習熟すべき事項</p> <p><u>10</u> 防災上重要な施設の職員等に対する教育</p> <p><u>11</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化		第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第2節 都市の防災構造の強化
127	〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部まちづくり局、市町〕	125	〔実施機関：県企画県民部災害対策局、 <u>県県土整備部土木局</u> 、県県土整備部まちづくり局、市町〕
129	4 都市の再開発の推進 県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の整備を行い、公共空地等の設置、建物の不燃化等を図るため、市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。	127	4 都市の再開発の推進 県、市町等は、密集市街地等の防災上危険な市街地の <u>改善を図るため</u> 、公共空地等の設置、建物の不燃化等を <u>推進する</u> 市街地再開発事業等の計画・実施に努めることとする。

頁	現 行	頁	修 正 案
135	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>9 室内安全対策の推進</p> <p><u>(2) 室内安全対策モデル事業</u> <u>地震発生時における家具の転倒から高齢者等の要援護者を守るため、阪神・淡路大震災の被災地において、家具転倒防止対策に係るモデル事業の実施を支援することとする。</u></p> <p><u>・対象者：被災地内の75歳以上の単身高齢世帯又は障害者のみの世帯等</u></p> <p><u>・対象経費：家具転倒防止器具購入費、取付工具購入費、事務費等、取付に係る経費</u></p>	133	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>9 室内安全対策の推進</p> <p>削除</p>

頁	現 行	頁	修 正 案										
137	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>1 事業計画 (2) 県（農政環境部）所管事業分 (ア) 農村環境室所管分</p> <table border="1" data-bbox="309 544 1010 660"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23～</td> <td>地すべり対策事業</td> <td>地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）	135	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第2款 地すべり防止施設の整備</p> <p>1 事業計画 (2) 県（農政環境部）所管事業分 (ア) 農村環境室所管分</p> <table border="1" data-bbox="1301 544 1980 667"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td>地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）
年度	事業名	事業内容											
23～	地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）											
事業名	事業内容												
地すべり対策事業	地すべり防止区域内における 抑止工（杭打工、土留工等） 抑制工（押え盛土、地表水排除工、地下水排除工等）												

頁	現 行	頁	修 正 案																																		
144	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 海岸保全施設の耐震性の強化 ア 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">23～27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸開等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等電動化 他） 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸開等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修）他 計4海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等電動化 他） 計6海岸	142	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p> <p>2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 海岸保全施設の耐震性の強化 ア 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">23～27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸開等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計9海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等遠隔操作化 他） 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸開等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（ 護岸補強 ）他 計9海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等 遠隔操作化 他） 計6海岸										
年度	事業名	事業内容																																			
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸開等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸																																			
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸																																			
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（閘門補修）他 計4海岸																																			
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等電動化 他） 計6海岸																																			
年度	事業名	事業内容																																			
23～27	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸開等自動閉鎖化 他） 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸																																			
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸（護岸補強）他 計1海岸																																			
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強） 尼崎西宮芦屋港海岸（ 護岸補強 ）他 計9海岸																																			
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸開等 遠隔操作化 他） 計6海岸																																			
145	<p>イ 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">23～</td> <td>（農村環境室所管分） 高潮対策事業</td> <td>福浦海岸（護岸補強 他）</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防等老朽化対策緊急事業</td> <td>吹上海岸（堤防補強 他）</td> </tr> <tr> <td>浸食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>（漁港課所管分） 高潮対策事業</td> <td>丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他）</td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>須井漁港海岸（離岸堤他）</td> </tr> <tr> <td>浸食対策事業</td> <td>香住漁港海岸（養浜他）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～	（農村環境室所管分） 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	吹上海岸（堤防補強 他）	浸食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	（漁港課所管分） 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他）	高潮対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）	浸食対策事業	香住漁港海岸（養浜他）	海岸環境整備事業		143	<p>イ 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">23～</td> <td>（農村環境室所管分） 高潮対策事業</td> <td>福浦海岸（護岸補強 他）</td> </tr> <tr> <td>浸食対策事業</td> <td>慶野海岸（潜堤 他）</td> </tr> <tr> <td>（漁港課所管分） 高潮対策事業</td> <td>丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他）</td> </tr> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>須井漁港海岸（離岸堤他）</td> </tr> <tr> <td>浸食対策事業</td> <td>香住漁港海岸（養浜他）</td> </tr> <tr> <td>海岸環境整備事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～	（農村環境室所管分） 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）	浸食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）	（漁港課所管分） 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他）	高潮対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）	浸食対策事業	香住漁港海岸（養浜他）	海岸環境整備事業	
年度	事業名	事業内容																																			
23～	（農村環境室所管分） 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）																																			
	海岸堤防等老朽化対策緊急事業	吹上海岸（堤防補強 他）																																			
	浸食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																																			
	（漁港課所管分） 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他）																																			
	高潮対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）																																			
	浸食対策事業	香住漁港海岸（養浜他）																																			
	海岸環境整備事業																																				
年度	事業名	事業内容																																			
23～	（農村環境室所管分） 高潮対策事業	福浦海岸（護岸補強 他）																																			
	浸食対策事業	慶野海岸（潜堤 他）																																			
	（漁港課所管分） 高潮対策事業	丸山漁港海岸（胸壁他）家島漁港海岸（護岸（改良）他）																																			
	高潮対策事業	須井漁港海岸（離岸堤他）																																			
	浸食対策事業	香住漁港海岸（養浜他）																																			
	海岸環境整備事業																																				
	145	<p>3 ため池施設の整備 (1) 事業計画 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23～</td> <td>ため池等整備事業 他</td> <td>ため池改修や統廃合</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23～	ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合	143	<p>3 ため池施設の整備 (1) 事業計画 県（農政環境部）所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ため池等整備事業 他</td> <td>ため池改修や統廃合</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合																							
年度	事業名	事業内容																																			
23～	ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合																																			
事業名	事業内容																																				
ため池等整備事業 他	ため池改修や統廃合																																				

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																																														
148	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備 第1款 道路施設の整備</p> <p>5 道路情報の提供 「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p>	146	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備 第1款 道路施設の整備</p> <p>5 道路情報の提供 「道の駅」道路情報提供装置 設置箇所</p>																																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野字溝越99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木東条線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いながわ</td> <td>県道 川西篠山線</td> <td>川辺郡猪名川町万善竹添70-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道175号</td> <td>丹波市春日野町野村</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道178号</td> <td>美方郡香美町香住区餘部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>		駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野字溝越99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル		R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1		丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町野村		みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4		<table border="1"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>路線名</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>しんぐう</td> <td>国道 179号</td> <td>たつの市新宮町平野99-2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あわじ</td> <td>県道 福良江井岩屋線</td> <td>淡路市岩屋1873-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿場町ひらふく</td> <td>国道 373号</td> <td>佐用郡佐用町平福988-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>とうじょう</td> <td>県道 平木東条線</td> <td>加東市南山1-5-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あおがき</td> <td>県道 青垣柏原線</td> <td>丹波市青垣町西芦田540</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あゆの里矢田川</td> <td>県道 香住村岡線</td> <td>美方郡香美町村岡区長瀬字933-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R427かみ</td> <td>国道427号</td> <td>多可郡多可町加美区鳥羽733-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>いながわ</td> <td>県道 川西篠山線</td> <td>川辺郡猪名川町万善竹添70-1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>丹波おばあちゃんの里</td> <td>国道175号</td> <td>丹波市春日野町七日市710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>みつ</td> <td>国道250号</td> <td>たつの市御津町室津896-23</td> <td></td> </tr> <tr> <td>あまるべ</td> <td>国道178号</td> <td>美方郡香美町香住区餘部1723-4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>提供情報：道路規制情報、渋滞情報、気象情報 等</p>	駅名	路線名	所在地	備考	しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2		あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1		宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1		とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1		あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540		あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1		R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1		いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1		丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町七日市710		みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23		あまるべ	国道178号
駅名	路線名	所在地	備考																																																																																														
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野字溝越99-2																																																																																															
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																																																																															
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																																																																															
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1																																																																																															
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田字笹淵541-1																																																																																															
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字大平ル																																																																																															
R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																																																																															
いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1																																																																																															
丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町野村																																																																																															
みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23																																																																																															
あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4																																																																																															
駅名	路線名	所在地	備考																																																																																														
しんぐう	国道 179号	たつの市新宮町平野99-2																																																																																															
あわじ	県道 福良江井岩屋線	淡路市岩屋1873-1																																																																																															
宿場町ひらふく	国道 373号	佐用郡佐用町平福988-1																																																																																															
とうじょう	県道 平木東条線	加東市南山1-5-1																																																																																															
あおがき	県道 青垣柏原線	丹波市青垣町西芦田540																																																																																															
あゆの里矢田川	県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区長瀬字933-1																																																																																															
R427かみ	国道427号	多可郡多可町加美区鳥羽733-1																																																																																															
いながわ	県道 川西篠山線	川辺郡猪名川町万善竹添70-1																																																																																															
丹波おばあちゃんの里	国道175号	丹波市春日野町七日市710																																																																																															
みつ	国道250号	たつの市御津町室津896-23																																																																																															
あまるべ	国道178号	美方郡香美町香住区餘部1723-4																																																																																															

頁	現 行	頁	修 正 案																																						
152	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備 第4款 鉄道施設の整備</p> <p>第2 内容 鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。</p> <table border="1" data-bbox="230 504 1061 1257"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道㈱</td> <td rowspan="3">1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。</td> <td rowspan="3">駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄㈱</td> <td rowspan="2">3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。</td> <td rowspan="2">駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道㈱</td> </tr> <tr> <td>六甲摩耶鉄道㈱</td> <td></td> <td>溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市都市整備公社</td> <td></td> <td>駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。</td> <td>駅舎等を計画的に改良強化</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	事業計画	西日本旅客鉄道㈱	1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化	神戸市交通局	阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱	神戸電鉄㈱	3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化	神戸高速鉄道㈱	六甲摩耶鉄道㈱		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化	神戸市都市整備公社		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化			耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化	150	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備 第4款 鉄道施設の整備</p> <p>第2 内容 鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。</p> <table border="1" data-bbox="1245 504 2098 1257"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> <th>事業計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本旅客鉄道㈱</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>神戸市交通局</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱ 神戸電鉄㈱</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道㈱</td> <td rowspan="2">新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。</td> <td rowspan="2">駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化</td> </tr> <tr> <td>六甲摩耶鉄道㈱</td> </tr> <tr> <td>神戸すまいまちづくり公社</td> <td></td> <td>耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。</td> <td>駅舎等を計画的に改良強化</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	内 容	事業計画	西日本旅客鉄道㈱		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化	神戸市交通局	阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱ 神戸電鉄㈱	神戸高速鉄道㈱	新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化	六甲摩耶鉄道㈱	神戸すまいまちづくり公社		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化
機 関 名	内 容	事業計画																																							
西日本旅客鉄道㈱	1 耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。 2 主要構造物の設計基準は、原則として関東地震程度の地震まで耐え得るように考慮してある。	駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化																																							
神戸市交通局																																									
阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱																																									
神戸電鉄㈱	3 阪神・淡路大震災により被災し、その後復旧した高架橋は、震災直後、運輸省に設置された「鉄道施設耐震構造検討委員会」により提示された「阪神・淡路大震災に係る特別仕様」に従い、同地震程度の地震まで耐え得るように考慮する。 また、平成13年1月以降の新規構造物については、平成10年12月に出された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」に基づいて設計する。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化																																							
神戸高速鉄道㈱																																									
六甲摩耶鉄道㈱		溝きよ・ずい道・換気孔・駅出入口の改良強化																																							
神戸市都市整備公社		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化																																							
		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化																																						
機 関 名	内 容	事業計画																																							
西日本旅客鉄道㈱		駅舎・橋梁・法面・電線路支持物等を計画的に改良強化																																							
神戸市交通局																																									
阪急電鉄㈱ 阪神電気鉄道㈱ 山陽電気鉄道㈱ 神戸電鉄㈱																																									
神戸高速鉄道㈱	新規構造物については、平成24年に改訂された「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」(以下、「耐震標準」という。)に基づいて設計する。 なお、経過措置として、平成25年度までは平成10年発出の耐震標準の使用が認められている。	駅舎・橋梁・法面・溝きよ等を計画的に改良強化																																							
六甲摩耶鉄道㈱																																									
神戸すまいまちづくり公社		耐震設計の計算方法は従来は震度法、最近では修正震度法を採用している。	駅舎等を計画的に改良強化																																						

頁	現 行	頁	修 正 案																																																
	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備 第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>153 〔実施機関：大阪航空局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、市町〕</p>		<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備 第5款 空港・ヘリポート対策の実施</p> <p>151 〔実施機関：大阪航空局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、市町、<u>空港管理者等</u>〕</p>																																																
153	<p>第2 内容</p> <p>1 県、大阪空港事務所は、次の対策を実施することとする。</p>	151	<p>第2 内容</p> <p>1 <u>空港管理者等</u>は、次の対策を実施することとする。</p>																																																
	<p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>17</td> <td>27</td> <td>26</td> <td>36</td> <td>41</td> <td>21</td> <td>30</td> <td>267</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	30	15	24	17	27	26	36	41	21	30	267		<p>3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定</p> <p>(1) 県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。</p> <p>ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>30</td> <td><u>14</u></td> <td>24</td> <td><u>18</u></td> <td>27</td> <td><u>24</u></td> <td><u>38</u></td> <td>41</td> <td>21</td> <td><u>25</u></td> <td><u>262</u></td> </tr> </tbody> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	30	<u>14</u>	24	<u>18</u>	27	<u>24</u>	<u>38</u>	41	21	<u>25</u>	<u>262</u>
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																								
箇所数	30	15	24	17	27	26	36	41	21	30	267																																								
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																								
箇所数	30	<u>14</u>	24	<u>18</u>	27	<u>24</u>	<u>38</u>	41	21	<u>25</u>	<u>262</u>																																								
153		151																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案
158	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 大阪ガス㈱の取組 (2) 防災システムの強化 保安用通信設備 イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、衛星通信車2台、ポ・ダブル衛星局を8台配備している。</p>	155	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 大阪ガス㈱の取組 (2) 防災システムの強化 保安用通信設備 イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポ・ダブル衛星通信設備を6カ所配備している。</p>
158	<p>導管網のブロック化 大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生への恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を10ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために77箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、148箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>	155	<p>導管網のブロック化 大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生への恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、京阪神を10ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために77箇所に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、149箇所のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p>
159	<p>緊急時のガス供給停止システムの強化 緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約451箇所、さらに、設定された基準値以上(60カイン=震度6強相当)の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約2,954所に設置している。</p>	156	<p>緊急時のガス供給停止システムの強化 緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約704箇所、さらに、設定された基準値以上(60カイン=震度6強相当)の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約2,954所に設置している。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																																																																																																																																								
160	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組 (2) 防災システムの強化 地域防災事業所の設置 地域防災事業所組織図 (平成23年12月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>製造事業所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂 丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明 石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>姫路市・神埼郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			製造事業所	LPガススタンド	容器検査所	北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1	神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0	摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0	明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	6	3	2	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1	西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1	西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡 路	淡路全域	8	6	2	157	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組 (2) 防災システムの強化 地域防災事業所の設置 地域防災事業所組織図 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>製造事業所</th> <th>LPガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪 神</td> <td>尼崎市・西宮市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神 戸</td> <td>神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂 丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明 石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東 播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡</td> <td><u>7</u></td> <td><u>4</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加 印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫 路</td> <td>姫路市・神埼郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西 播 西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但 馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡 路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			製造事業所	LPガススタンド	容器検査所	北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1	神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0	摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0	明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	<u>7</u>	<u>4</u>	2	加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1	西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1	西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡 路	淡路全域	8	6	2
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																																																																																																																																							
		製造事業所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1																																																																																																																																							
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0																																																																																																																																							
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																							
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	6	3	2																																																																																																																																							
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1																																																																																																																																							
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡 路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																																																																																																																									
		製造事業所	LPガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北 摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡 西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪 神	尼崎市・西宮市	2	3	1																																																																																																																																							
神 戸	神戸市(垂水区・西区・北区を除く) 芦屋市	1	7	0																																																																																																																																							
摂 丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・ 西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明 石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																							
東 播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡	<u>7</u>	<u>4</u>	2																																																																																																																																							
加 印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫 路	姫路市・神埼郡	12	7	1																																																																																																																																							
西 播 東	たつの市・宍粟市・揖保郡・ 姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西 播 西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但 馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡 路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
160	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組 (3) 防災体制の整備 相互協力体制の確立 ア (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府エルピーガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(社)京都府エルピーガス協会、(社)和歌山県エルピーガス協会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(社)福井県エルピーガス協会が組織する「近畿エルピーガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p> <p>(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施</p> <p>追加</p>	157	<p>2 (一社)兵庫県エルピーガス協会の取組 (3) 防災体制の整備 相互協力体制の確立 ア (一社)兵庫県エルピーガス協会、(一社)大阪府LPガス協会、(一社)奈良県LPガス協会、(一社)京都府LPガス協会、(一社)和歌山県LPガス協会、(一社)滋賀県エルピーガス協会、(一社)福井県LPガス協会が組織する「近畿LPガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。</p>																																																																																																																																								
		158	<p>(4) 災害防止のための普及・啓発活動の実施 <u>各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図ることとする。</u> <u>兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備え、防災協定の締結に努める、避難所となる学校や病院などの公共施設に災害対応用バルブ等のLPガスシステムを導入するよう要請に努める。</u></p>																																																																																																																																								

頁	現 行	頁	修 正 案
162	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組 (3) 防災訓練の実施 訓練の種類 ア 災害対策情報連絡演習 イ 災害対策復旧演習 ウ 大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習 訓練の方法 ア 会社規模における情報連絡演習 イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習 ウ 各防災機関における総合防災訓練への参加</p>	159	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>第2 内容 1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組 (3) 防災訓練の実施 <u>演習</u>の種類 ア 災害対策情報<u>伝達</u>演習 イ <u>災害復旧演習</u> ウ 大規模地震を想定した復旧対策<u>演習</u> <u>演習</u>の方法 ア <u>広域</u>規模における<u>復旧シミュレーション</u> イ 事業所単位での、参集・情報伝達演習 ウ 各防災機関における総合防災訓練への参加</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
171	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部土木局、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係者〕</p>	168	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第8節 地下街の防災体制の整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県県土整備部<u>まちづくり</u>局、県警察本部、消防本部、関西電力㈱、大阪ガス㈱、地下街等関係者〕</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
177	<p>第2編 災害予防計画 第5章 地震調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。</p> <p>県内では、従前から計測震度計を4箇所に、計測震度計・地震計を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、計測震度計・地震計を5箇所に設置している。(臨時設置点を除く)</p> <p>3 県内の潮位の観測施設</p> <p>気象庁及び兵庫県は、津波の高さ等を観測するため、県内15箇所の検潮所を設置している。</p>	173	<p>第2編 災害予防計画 第5章 地震調査研究体制等の強化</p> <p>第1節 地震観測体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県内の地震動の観測施設</p> <p>(1) 気象庁の行う観測</p> <p>気象庁は、地震発生時の震源の規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域予想、M3以上の地震に関する調査研究のため、地震計・計測震度計等を設置して観測を行っており、報道機関にも情報を提供している。</p> <p>県内では、従前から計測震度計を4箇所に、<u>地震計・計測震度計</u>を2箇所に設置していたが、兵庫県南部地震以降増強され、現在、計測震度計を14箇所に、<u>地震計・計測震度計</u>を5箇所に設置している。(臨時設置点を除く)</p> <p>3 県内の潮位の観測施設</p> <p>気象庁及び兵庫県は、津波の高さ等を観測するため、県内 <u>17</u> 箇所の検潮所を設置している。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																
191	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <table border="1" data-bbox="241 403 1028 805"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共用部分再建共済制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済給付金</td> <td> 全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円 </td> <td> 全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> <u>住宅が欠損半壊で家財購入・補修</u> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	共済給付金	全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	<u>住宅が欠損半壊で家財購入・補修</u> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	185	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第5節 住宅再建共済制度の推進</p> <table border="1" data-bbox="1256 389 2069 805"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>住宅再建共済制度</th> <th>マンション共用部分再建共済制度</th> <th>家財再建共済制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済給付金</td> <td> 全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円 </td> <td> 全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	共済給付金	全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度																
共済給付金	全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	<u>住宅が欠損半壊で家財購入・補修</u> 住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円																
区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度																
共済給付金	全壊・大規模半壊・半壊 で新たな住宅建築・購入 600万円 全壊で住宅補修 200万円 大規模半壊で住宅補修 100万円 半壊で住宅補修 50万円 上記以外で新たな住宅等 に居住 10万円	全壊・大規模半壊・半壊で新 たなマンション建築 300万円×新築マンシ ョン住戸数(加入住戸 数が上限) 全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 大規模半壊でマンション 補修 50万円×加入住戸数 半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円																

頁	現 行	頁	修 正 案
200	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容 1 県の組織</p> <p>追加</p>	194	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 組織の設置</p> <p>第2 内容 1 県の組織</p> <p><u>(6) 複合災害発生時の体制</u> <u>複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、合同会議の開催等により総合的な対応を図ることとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の対応を行うこととする。</u> <u>必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、防災監の下で総合的に調整を行うこととする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【複合災害の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <法に基づく本部が複数設置される場合> <ul style="list-style-type: none"> ・地震により石油コンビナートで大規模な爆発・火災等が発生した場合 <自然災害に伴う二次災害等> <ul style="list-style-type: none"> ・地震による大規模な火災や列車事故の発生 ・地震の揺れと津波による大規模な浸水被害の発生 ・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生 <自然災害と危機事案の同時発生> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生中の風水害の発生 <南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生> <県内被害対応と県外支援を並行して行う場合> <ul style="list-style-type: none"> ・南海地震や上町断層帯地震など県内及び近隣府県に被害が発生する場合 ・県内風水害対応中に県外で地震災害が発生し、県外支援も行う場合 </div>

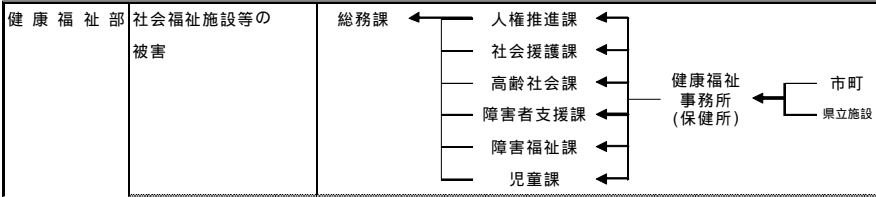
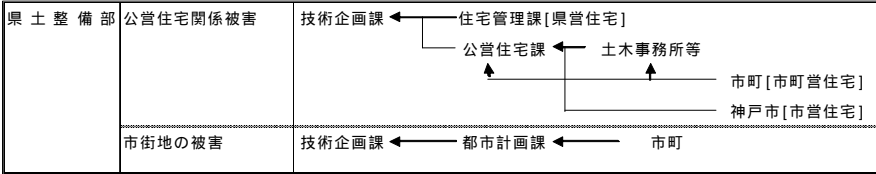
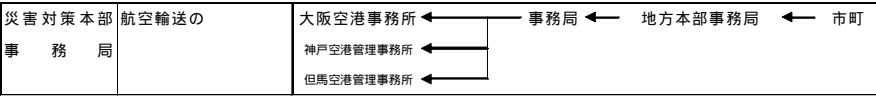
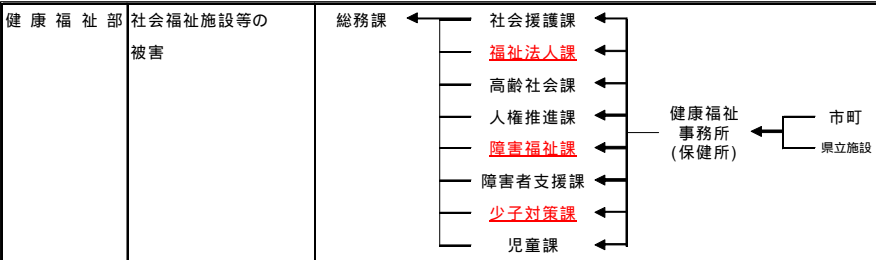
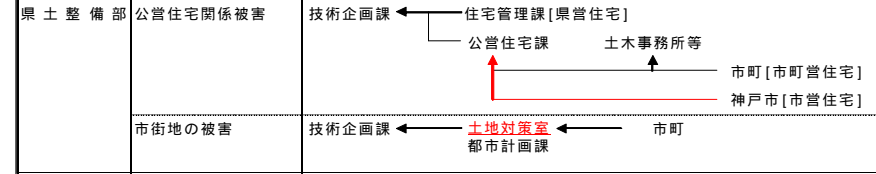
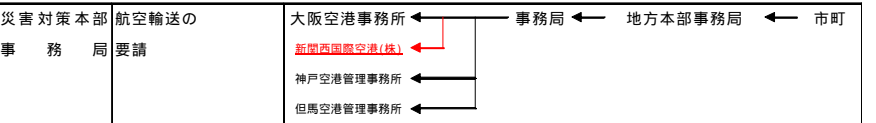
頁	現 行	頁	修 正 案																																																											
210	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節情報の収集・伝達 第1款 気象予警報の発表・伝達</p> <p>第1 趣旨 気象予警報等の発表・伝達について定める。</p> <p>第2 内容 1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） 津波警報・注意報と津波予報の発表 津波警報・注意報の内容 （津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>解 説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>10m以上、8m、6m、4m、3m</td> </tr> <tr> <td>津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>2m、1m</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>210</p> <p>津波予報の内容 （津波予報と内容）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	解 説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m	津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m	津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	発表される場合	内 容	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。	204	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節情報の収集・伝達 第1款 <u>予警報</u>の発表・伝達</p> <p>第1 趣旨 <u>予警報等</u>の発表・伝達について定める。</p> <p>第2 内容 1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） 津波警報・注意報と津波予報の発表 津波警報・注意報の内容 （津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m < 高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m < 高さ 10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m < 高さ 5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m < 高さ 3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m 高さ 1m</td> <td>1m</td> <td>（表記なし）</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>204</p> <p>津波予報の内容 （津波予報と内容）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m < 高さ 10m	10m	3m < 高さ 5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ 3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
種類	解 説	発表される津波の高さ																																																												
津波警報	大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m																																																												
	津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m																																																												
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m																																																												
発表される場合	内 容																																																													
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。																																																													
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。																																																													
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。																																																													
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																									
			数値での発表	定性的表現での発表																																																										
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																									
		5m < 高さ 10m	10m																																																											
		3m < 高さ 5m	5m																																																											
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ 3m	3m	高い																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1m	1m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																									
	発表基準	発表内容																																																												
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表																																																												
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																																												
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																																												

頁	現 行	頁	修 正 案
210	<p>津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>1 神戸海洋気象台</p> <p>海上保安本部救援課 (大阪管内津波予報区 1)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 豊岡河川国防事務所</p> <p>国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</p> <p>国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所</p> <p>国土交通省神戸運輸監理部</p> <p>兵庫県警察本部警備部災害対策課</p> <p>兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部 2)</p> <p>NHK神戸放送局</p> <p>ラジオ関西</p> <p>サンテレビ</p> <p>神戸新聞社</p> <p>関西電力 神戸支店</p> <p>気象庁本庁 または 大阪管区気象台</p> <p>神戸海洋気象台</p>	206	<p>津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>1 神戸海洋気象台</p> <p>第五管区海上保安本部 (大阪管内津波予報区 1)</p> <p>国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 豊岡河川国防事務所</p> <p>国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</p> <p>国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所</p> <p>国土交通省神戸運輸監理部</p> <p>兵庫県警察本部警備部災害対策課</p> <p>兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部 2)</p> <p>NHK神戸放送局</p> <p>ラジオ関西</p> <p>サンテレビ</p> <p>神戸新聞社</p> <p>関西電力 神戸支店</p> <p>気象庁本庁 または 大阪管区気象台</p> <p>神戸海洋気象台</p>
214	<p>〔西日本電信電話株式会社 (津波警報のみ)〕</p> <p>(兵庫県瀬戸内沿岸)</p> <p>尼崎市 (尼崎市消防局)</p> <p>神戸市 (神戸市消防局)</p> <p>明石市 (明石市消防本部)</p> <p>西宮市 (西宮市消防局)</p> <p>芦屋市 (芦屋市消防本部)</p> <p>淡路市</p> <p>姫路市 (姫路市消防局)</p> <p>相生市 (相生市消防本部)</p> <p>赤穂市 (赤穂市消防本部)</p> <p>加古川市 (加古川市消防本部)</p> <p>播磨町</p> <p>高砂市 (高砂市消防本部)</p> <p>大阪管区気象台</p> <p>株式会社NTTマーケティングアクト関西104大阪センター</p> <p>(兵庫県北部)</p> <p>豊岡市 (豊岡市消防本部)</p> <p>香美町</p> <p>新温泉町</p> <p>(淡路島南部)</p> <p>洲本市</p> <p>南あわじ市</p>	208	<p>〔西日本電信電話株式会社 (津波警報のみ)〕</p> <p>(兵庫県瀬戸内沿岸)</p> <p>尼崎市 (尼崎市消防局)</p> <p>神戸市 (神戸市消防局)</p> <p>明石市 (明石市消防本部)</p> <p>西宮市 (西宮市消防局)</p> <p>芦屋市 (芦屋市消防本部)</p> <p>淡路市</p> <p>姫路市 (姫路市消防局)</p> <p>相生市 (相生市消防本部)</p> <p>赤穂市 (赤穂市消防本部)</p> <p>加古川市 (加古川市消防本部)</p> <p>播磨町</p> <p>高砂市 (高砂市消防本部)</p> <p>大阪管区気象台</p> <p>株式会社NTTマーケティングアクト 大阪104センター</p> <p>(兵庫県北部)</p> <p>豊岡市 (豊岡市消防本部)</p> <p>香美町</p> <p>新温泉町</p> <p>(淡路島南部)</p> <p>洲本市</p> <p>南あわじ市</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																																			
217	(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)	211	(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																								
地震情報の種類	発表基準	内 容																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																																				
地震情報の種類	発表基準	内 容																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																																				
218	(津波情報の種類と内容)	212	(津波情報の種類と内容)																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>2各津波予報区の津波の予想伝達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>3各地点における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県内に津波予報区が複数ある場合は、必要に応じ、それぞれの津波予報区とする。</p> <p>3 予報区内の観測点(主に検潮所)とする</p>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	2各津波予報区の津波の予想伝達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	3各地点における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表【発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照】</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)。</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ>1 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ=1 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ=0.2 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ<0.2 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	情報の内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表【発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照】	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)。	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ>1 m	数値で発表	観測された津波の高さ=1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ=0.2 m	数値で発表	観測された津波の高さ<0.2 m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
情報の種類	情報の内容																																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	2各津波予報区の津波の予想伝達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。																																					
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	3各地点における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。																																					
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表する。																																					
情報の種類	情報の内容																																					
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表【発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照】																																					
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																					
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)。																																					
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)。																																					
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																					
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																				
大津波警報	観測された津波の高さ>1 m	数値で発表																																				
	観測された津波の高さ=1 m	「観測中」と発表																																				
津波警報	観測された津波の高さ=0.2 m	数値で発表																																				
	観測された津波の高さ<0.2 m	「観測中」と発表																																				
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																				

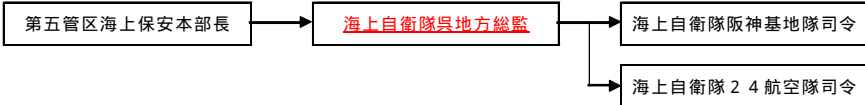

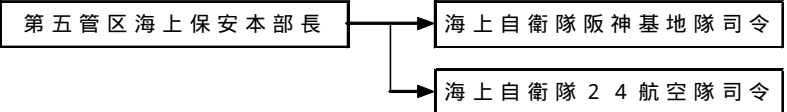
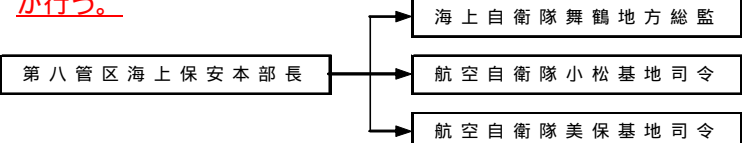
頁	現 行	頁	修 正 案																
		212	<p><u>(2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</u> ・<u>最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> ・<u>ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</u> 																
		213	<p><u>最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)</u></p> <table border="1" data-bbox="1240 970 2096 1310"> <thead> <tr> <th data-bbox="1240 970 1357 1031">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="1357 970 1671 1031">発表基準</th> <th data-bbox="1671 970 2096 1031">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1240 1031 1357 1142" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="1357 1031 1671 1078">沿岸で推定される津波の高さ > 3 m</td> <td data-bbox="1671 1031 2096 1078">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 1078 1671 1142">沿岸で推定される津波の高さ 3 m</td> <td data-bbox="1671 1078 2096 1142">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1142 1357 1254" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="1357 1142 1671 1190">沿岸で推定される津波の高さ > 1 m</td> <td data-bbox="1671 1142 2096 1190">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1357 1190 1671 1254">沿岸で推定される津波の高さ 1 m</td> <td data-bbox="1671 1190 2096 1254">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1240 1254 1357 1310">津波注意報</td> <td data-bbox="1357 1254 1671 1310">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="1671 1254 2096 1310">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																	
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																	
	沿岸で推定される津波の高さ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																	
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																	
	沿岸で推定される津波の高さ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																	

頁	現 行	頁	修 正 案									
218	<p>神戸海洋気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> — 海上保安本部救援課 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 — 国土交通省神戸運輸監理部 — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 — N H K 神戸放送局 — ラジオ関西報道制作部 — サンテレビ報道部 — 神戸新聞社社会部 — 関西電力 神戸支店 	213	<p>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1227 309 2096 552"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 309 1505 368">全国の警報等の 発表状況</th> <th data-bbox="1505 309 1803 368">発表基準</th> <th data-bbox="1803 309 2096 368">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 368 1505 512">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td data-bbox="1505 368 1803 512">より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合 ----- 上記以外</td> <td data-bbox="1803 368 2096 512">沖合での観測値を数値で発表 沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 512 1505 552">津波注意報のみ発表中</td> <td data-bbox="1505 512 1803 552">（すべて数値で発表）</td> <td data-bbox="1803 512 2096 552">沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>213</p> <p>第五管区海上保安本部</p> <ul style="list-style-type: none"> — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 — 国土交通省神戸運輸監理部 — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 — N H K 神戸放送局 — ラジオ関西報道制作部 — サンテレビ報道部 — 神戸新聞社社会部 — 関西電力 神戸支店 	全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合 ----- 上記以外	沖合での観測値を数値で発表 沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表
全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容										
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合 ----- 上記以外	沖合での観測値を数値で発表 沖合での観測値を「観測中」と発表										
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表										

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容 5 災害情報の伝達手段</p> <p>223 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。</p> <p>226 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>  <p>228</p>  <p>230 市町からの主な緊急対策支援要請</p> 		<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第2 内容 5 災害情報の伝達手段</p> <p>219 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫県防災行政無線、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。</p> <p>222 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p>  <p>224</p>  <p>226 市町からの主な緊急対策支援要請</p> 

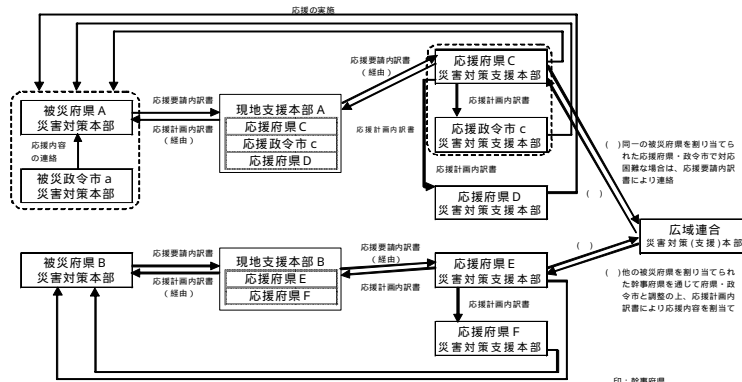
頁	現 行	頁	修 正 案						
230	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 236 342 296">災害対策本部 事務局</td> <td data-bbox="342 236 512 296">放送要請</td> <td data-bbox="512 236 1099 579"> NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← 関西インターメディア ← (FM CO・CO・LO) </td> </tr> </table>	災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← 関西インターメディア ← (FM CO・CO・LO)	226	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 236 1344 296">災害対策本部 事務局</td> <td data-bbox="1344 236 1514 296">放送要請</td> <td data-bbox="1514 236 2101 579"> NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM 802 ← (FM CO・CO・LO) </td> </tr> </table>	災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM 802 ← (FM CO・CO・LO)
災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 神戸エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← 関西インターメディア ← (FM CO・CO・LO)							
災害対策本部 事務局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエム放送 ← 毎日放送 ← 朝日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送(ラジオ大阪) ← FM 802 ← (FM CO・CO・LO)							
233	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 627 342 743">県土整備部</td> <td data-bbox="342 627 512 743">被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援</td> <td data-bbox="512 627 1099 743"> 国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町 ブレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町 </td> </tr> </table>	県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町 ブレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町	229	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 627 1344 743">県土整備部</td> <td data-bbox="1344 627 1514 743">被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援</td> <td data-bbox="1514 627 2101 743"> 国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町 ブレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町 </td> </tr> </table>	県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町 ブレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町
県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 開発調整室 ← 市町 ブレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 県民局土木事務所 ← 市町							
県土整備部	被災地危険度 判定士の派遣 応急仮設住宅の 建設支援	国土交通省 ← 近畿協議会 ← 建築指導課 ← 市町 ブレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町							

頁	現 行	頁	修 正 案
234	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第3款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム (1) 防災端末設置数 320台(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、 県警察本部、警察署、自衛隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者 等) (2) 主な機能 観測情報収集、被害予測、被害情報収集、地図情報、映像情報、広 報等</p> <p>2 兵庫県防災行政無線 (1) 衛星系(兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系)) 構 成 ・計 110局(うち併設局6局) ・県庁局1局、単独庁舎局1局、市町・消防本部 96局(うち併設 局6局)、防災関係機関局10局、平面可搬局2局 ・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東 京事務所、各都道府県等との通話が可能</p>	230	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達 第3款 通信手段の確保</p> <p>第2 内容 1 フェニックス防災システム (1) 防災端末設置数 <u>319台</u>(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、 県警察本部、警察署、自衛隊、国(消防庁等)、ライフライン事業者 等) (2) 主な機能 観測情報収集、被害予測、<u>受給推計</u>、被害情報収集、地図情報、映 像情報、広報等</p> <p>2 兵庫県防災行政無線 (1) 衛星系(兵庫衛星通信ネットワーク) 構 成 ・計 <u>104局</u> ・県庁局1局、単独庁舎局1局、市町・消防本部 <u>90局</u>、防災関係 機関局10局、平面可搬局2局 ・地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東 京事務所、各都道府県等との通話が可能</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
243	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>2 管区海上保安本部長が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。</p> <p>(1) 第五管区海上保安本部長</p>  <p>(2) 舞鶴海上保安部長</p>  <p>4 撤収要請 知事、管区海上保安本部長又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。 知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。</p> <p>6 自衛隊の基本方針 (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、管区海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。</p>	238	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>2 <u>海上保安本部長</u>が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。</p> <p><u>(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。</u></p>  <p><u>(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</u></p>  <p>4 撤収要請 知事、<u>海上保安本部長</u>又は大阪空港事務所長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、自衛隊の撤収を要請することとする。 知事に対し、自衛隊の派遣要請を求めた支援を希望した市町長及び機関の長は、災害派遣要請の方法に準じて知事に撤収の連絡を行うこととする。</p> <p>6 自衛隊の基本方針 (1) 自衛隊は、人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、<u>海上保安本部長</u>、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
246	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 防災機関との連携</p> <p>第1 趣旨 災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容 1 県 (1) 応援要請の基本的な考え方 県は、県域だけで対応できないと判断したときは、関係機関に対して応援を要請することとする。 なお、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能を活用して必要な応援要員、物資量等を推計し、概括的な要請を行い、実際の被害が判明次第、逐次修正を加えることとする。</p> <p>【被害予測機能】 県内に設置した震度計からの震度情報と、建物・人口等の基礎データをもとに、震度分布、建物倒壊数や死者・負傷者数等の被害予測を行う。県が行った地震被害予測調査で使用したデータと計算プログラムを活用している。</p> <p>【需給推計・分析機能】 被害予測機能で算出した被害量をもとに、要員、救援物資等の必要量を推計する。 〔推計項目〕 要員数 救助要員（消防、警察、自衛隊） 消防隊、救急隊 医療スタッフ、救護班、病院受入 危険箇所調査班、応急危険度判定士 物資量 非常食、毛布、仮設トイレ、棺、ドライアイス、火葬場</p>	241	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 <u>県域の被害への対応</u></p> <p>第1 趣旨 <u>県域の被害に対する</u>災害応急対策の実施に当たり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 <u>応援・応援要請の実施基準</u> 県は、<u>大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき</u>、関係機関に対して応援を要請することとする。 なお、被害の全容把握に時間を要するときは、フェニックス防災システムの被害予測機能<u>及び需給推計・分析機能</u>を活用して必要な応援要員、物資量等を推計し、<u>市町に対する応援の準備</u>、概括的な要請を行い、実際の被害が判明次第、逐次修正を加えることとする。</p> <p><u><フェニックス防災システムの機能概要></u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【被害予測機能】 県内に設置した震度計からの震度情報と、建物・人口等の基礎データをもとに、震度分布、建物倒壊数や死者・負傷者数等の被害予測を行う。県が行った地震被害予測調査で使用したデータと計算プログラムを活用している。</p> <p>【需給推計・分析機能】 被害予測機能で算出した被害量をもとに、要員、救援物資等の必要量を推計する。 〔推計項目〕 要員数 救助要員（消防、警察、自衛隊） 消防隊、救急隊 医療スタッフ、救護班、病院受入 危険箇所調査班、応急危険度判定士 物資量 非常食、毛布、仮設トイレ、棺、ドライアイス、火葬場</p> </div> <p><u>応援部隊との連携会議の開催</u> 県は、災害発生時に、県警察本部、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
246	<p>(2) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請 知事は、必要があるときは、災害対策基本法第 70 条第 3 項の規定により、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。</p> <p>援助を必要とする理由 援助を必要とする人員、装備、資機材等 援助を必要とする場所 県内経路 期間その他必要な事項</p> <p>なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 29 条、第 30 条の規定による。</p>	241	<p><u>職員等の中長期派遣</u> 長期にわたる職員の派遣または<u>受け入れ</u>は、地方自治法第 252 条の 17 の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第 30 条第 1 項の規定によることとする。</p> <p><u>必要に応じて、退職者や民間の人材の任期付き雇用等により復旧・復興に要する人材の確保を図ることとする。</u> 専門家・専門機関等の協力</p> <p><u>ア</u> 県は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認める時は、人と防災未来センターをはじめ、連携を図っている専門家・専門機関等に連絡し、助言等の協力を求めることとする。</p> <p><u>イ</u> 県は、市町等からの要請又は必要に応じ、被災市町等に専門家・専門機関等の助言を伝え、又は専門家等を派遣することとする。</p> <p><u>ウ</u> 専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上負担することとする。</p> <p>(2) <u>県内市町に対する応援</u> 市町災害対策本部への連絡員や支援チームの派遣 県（県民局）は、災害の状況に応じて管内市町災害対策本部にあらかじめ定めた連絡員を派遣し、情報収集や市町との調整等に当たることとする。また、連絡員からの情報等により、必要に応じて市町支援チームを編成、派遣することとする。</p> <p><u>応援協定に基づく応援</u> <u>ア</u> 応援の内容 <u>資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受け入れ、その他特に要請のあった事項</u></p> <p><u>イ</u> 県の対応 <u>県は、被災市町から応援の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に通知することとする。</u> <u>なお、応援の必要があると判断したときは、応援要請を待たずに応援を行うこととする。</u></p> <p><u>災害対策基本法に基づく応援</u> <u>ア</u> 市町長からの応援要請に対する協力（法第 68 条） 県は、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な<u>応援又は災害応急対策</u>を行うこととする。</p>
		242	

頁	現 行	頁	修 正 案
		242	<p>イ 県内市町間の応援に対する指示（法第 72 条） 県は、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、<u>県内の他の市町を応援すべきことを求めることとする。</u></p> <p>ウ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合） (7) 知事による避難の指示等の代行（法第 60 条第 5 項～ 7 項） (1) 知事による応急措置（<u>警戒区域設定等、応急公用負担等、応急措置業務の従事命令</u>）の代行（法第 73 条） (ウ) 広域一時滞在の協議等の代行（法第 86 条の 4）</p> <p>(3) 関西広域連合に対する応援要請 応援要請 災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合には、まず関西広域連合に対して応援を要請することとする。 要請を受けた関西広域連合は、<u>応援内容及び応援先の割当てを「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）と調整の上、行う。</u> 被災府県が複数の場合は、<u>応援の集中を避けることができる（応援の空白エリアを生じさせない）、責任を持った応援を迅速かつ継続的に展開できる、という観点から、原則として、応援府県・政令市に特定の応援先となる被災府県を割り当てるカウンターパート方式をとる。この場合、応援府県と当該応援府県管内の応援政令市には、同一の被災府県を割り当てる。</u> カウンターパート方式をとる場合においては、<u>広域連合及び応援府県で協議の上、同一の被災府県を割り当てられた応援府県の中から幹事府県を決定し、円滑に連絡調整を行う。</u> <u><カウンターパート方式の場合における応援内容の連絡から応援実施までの流れ></u></p>  <p>The flowchart illustrates the process of disaster response implementation. It starts with disaster-stricken prefectures (被災府県 A, B) and their disaster response departments (災害対策本部). These connect to local support departments (現地支援本部 A, B) which include disaster-stricken cities (被災政令市 a) and disaster response departments (災害対策本部). These local support departments then connect to disaster-stricken prefectures C, D, E, F and their disaster response departments. The process involves regional cooperation organizations (広域連合) and disaster response departments (災害対策(支援)本部). The flow is bidirectional, indicating communication and coordination between all levels. A legend indicates that the same disaster-stricken prefecture is assigned to multiple disaster-stricken prefectures and cities for disaster response, and that disaster-stricken prefectures are assigned to disaster-stricken prefectures and cities for disaster response, with adjustment on the basis of disaster response content.</p> <p>印：幹事府県</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
246	(3) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請	242	(4) 他の都道府県との <u>応援協定に基づく</u> 応援要請 — 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請
247	(4) 関西広域連合に対する応援要請及び <u>応援</u>		(カ) 隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請(岡山県、鳥取県)
247	(5) 他の都道府県に対する応援要請及び応援	244	(キ) 新潟県との相互応援協定に基づく応援要請 イ 要請手続 <u>(カ) 前各号に定めるもののほか必要な事項</u> (5) <u>災害対策基本法に基づく</u> 応援要請 — <u>職員の派遣・あっせんの要請(法第29条、第30条)</u> 県は、必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、職員の派遣を要請することとする。 県は、必要があるときは、内閣総理大臣に対し、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関の職員の派遣について <u>あっせんを求めることとする。</u> — 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請(<u>法第70条第3項</u>) 県は、必要があるときは、次の事項を可能な限り明らかにして、指定行政機関の長 <u>若しくは指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関</u> に対して、応急対策の実施を要請することとする。 ア 援助を必要とする理由 イ 援助を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 援助を必要とする場所 エ 県内経路 オ 期間その他必要な事項 — <u>応援の要求(法第74条、第74条の2)</u> <u>県は、必要があると認めるときは、他の都道府県に</u> 応援を <u>求めることとする。</u> <u>県は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、他の都道府県に対し</u> 応援することを <u>求めるよう求めることとする。</u> (6) 海上保安庁に対する災害応急対策の実施の要請

頁	現 行	頁	修 正 案															
	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>新設</p>	249	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進 第3款 <u>県外の被災地に対する応援</u></p> <p>第1 趣旨 <u>県外の被災地に対する応援</u>に関する事項について定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 <u>情報収集の実施</u> 県は、<u>県外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合（震度5強以上の地域が広範囲に広がる、大津波警報が発表される等）は、被災地の都道府県庁に状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努めることとする。</u></p> <p>2 <u>組織の設置</u> 県は、<u>県外の被災地に対して大規模な応援活動を行うときは、必要に応じて災害対策本部に準じて支援本部を設置することとする。</u></p> <p>3 <u>動員の実施</u> 県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。 <u>近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県で震度5強以上の地震が観測されたとき</u> <u>近畿2府6県、鳥取県、岡山県、新潟県以外の道県において震度6弱以上の地震が観測されたとき</u></p> <table border="1" data-bbox="1267 1106 2085 1465"> <thead> <tr> <th>災害の発生時期</th> <th colspan="2">配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間中</td> <td colspan="2">原則として平常勤務体制で対応することとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間外</td> <td>当直職員</td> <td>直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災責任者</td> <td>直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。</td> </tr> <tr> <td>防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長</td> <td>直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> <tr> <td>防災担当指定要員等</td> <td>上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。</td> </tr> </tbody> </table>	災害の発生時期	配 備 体 制		勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。		勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。	防災担当指定要員等	上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。
災害の発生時期	配 備 体 制																	
勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。																	
勤務時間外	当直職員	直ちに被害情報又は地震・津波情報の収集に当たることとする。																
	防災責任者	直ちに参集し、被害情報又は地震・津波情報の収集・伝達に当たるとともに、これらの状況を知事等に報告し、支援の必要性等についての指示を仰ぐこととする。																
	防災企画局長、 災害対策局長、 防災企画課長、 災害対策課長	直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																
	防災担当指定要員等	上記 の場合、防災担当指定要員及び防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員は直ちに参集し、被害状況又は地震・津波情報の収集・伝達に当たることとする。																

頁	現 行	頁	修 正 案		
		249	<p>4 県外災害ひょうご緊急支援隊の派遣 <u>県は、県外における大規模災害時に、県外災害ひょうご緊急支援隊を派遣し、阪神・淡路大震災の応急対策等の経験を有する行政職員等による実務的な助言等の支援活動を展開することとする。なお、県外災害ひょうご支援隊の先遣隊及び本隊の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</u></p> <p>支援の実施にあたっては、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの専門家による支援チームや阪神・淡路大震災の被災市町と連携を図ることとする。</p> <p>(1) 先遣隊の派遣 <u>下記の派遣基準を満たした際には、直ちに先遣隊を被災都道府県に派遣する。</u> 派遣基準 県外で災害が発生し、都道府県域を超えた応援を要する可能性がある」と知事が判断した場合。</p> <table border="1" data-bbox="1317 719 2096 890"> <tr> <td data-bbox="1317 719 1400 890">派遣検討要件</td> <td data-bbox="1400 719 2096 890"> <u>甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</u> <u>被害発生 の覚知内容</u> ・関西圏域内で震度6弱以上、関西圏域外で震度6強以上の揺れが観測された場合 ・大津波警報が発表された場合 ・同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合 ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合、等</td> </tr> </table> <p>構成 <u>防災局職員4名程度</u></p> <p>(2) 本隊の派遣 先遣隊の調査に基づき、被災自治体の求める分野について、<u>県・市町職員、県看護協会や社会福祉協議会など関係機関の職員のうちから適任者を派遣する。</u> <u>派遣分野の例：避難所運営、災害廃棄物処理、保健医療、生活再建支援、ボランティア調整、建物応急危険度判定、家屋被害調査、こころのケア、仮設住宅設置調整、土木技術支援、学校教育 等</u></p> <p>5 関西広域連合構成員としての応援 兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合には、<u>県は、関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンターパート）に対して必要な応援を実施することとする。</u> <u>県は、関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとする。なお、県外災害ひょうご支援隊の先遣隊及び本隊</u></p>	派遣検討要件	<u>甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</u> <u>被害発生 の覚知内容</u> ・関西圏域内で震度6弱以上、関西圏域外で震度6強以上の揺れが観測された場合 ・大津波警報が発表された場合 ・同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合 ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合、等
派遣検討要件	<u>甚大な被害の発生を覚知し、災害の実態に照らし特に緊急に派遣が必要な場合</u> <u>被害発生 の覚知内容</u> ・関西圏域内で震度6弱以上、関西圏域外で震度6強以上の揺れが観測された場合 ・大津波警報が発表された場合 ・同一都道府県内の多数の市町村で災害救助法が適用された場合 ・通信途絶等により情報収集が困難な場合において、同一都道府県内の多数の市町村で甚大な被害が推測される場合、等				
250					

頁	現 行	頁	修 正 案
		250	<p><u>の派遣職員は、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）、現地支援本部・現地連絡所職員を兼ねることができることとする。</u></p> <p><u>6 他の都道府県との応援協定に基づく応援</u></p> <p>(1) <u>近畿府県との相互応援協定に基づく応援</u> 大阪府又は徳島県に対する応援が必要な場合、本県は応援主管府県としての役割を果たすこととし、万一それが困難なときは速やかに両府県の応援副主管府県（大阪府が被災した場合は奈良県、徳島県が被災した場合は和歌山県）に連絡することとする。 県は、大阪府又は徳島県で激甚な災害が発生し通信が途絶するなどの場合にあつては、状況により職員の緊急派遣を行うとともに、支援本部等を設置し、近畿府県全体としての応援計画を作成のうえ、各府県と連携して応援を行うこととする。 県は、大阪府又は徳島県が応援要請をすることが困難であると判断したときは、要請を待たずに応援を行うこととする。 県は、大阪府又は徳島県以外の近隣府県が応援を必要とする場合、当該府県の応援主管府県等が作成した応援計画に従い、応援することとする。 県は応援の実施にあたり、必要により、防災関係機関や災害救援専門ボランティア等に協力を要請することとする。 県は、あらかじめ応援に係る内部手順等を定め、迅速な応援を図ることとする。</p>
		251	<p>(2) <u>全国都道府県における広域応援協定に基づく応援</u> <u>県は、全国知事会から広域応援の内容の連絡があつたときは、広域応援実施要領で割り当てられた被災県に対して応援を実施することとする。</u> <u>隣接ブロックの幹事県から近畿ブロック幹事県（兵庫県）に対して応援要請があつたときは、県は近畿ブロック構成府県と協力して応援することとする。</u></p> <p>(3) <u>隣接府県との相互応援協定に基づく応援（岡山県、鳥取県）</u> <u>県は、岡山県又は鳥取県から応援の要請があつたときは、必要な応援を行うこととする。</u> <u>県は、発災後、被災県と連絡が取れない場合は、自主的に情報収集活動を行うこととする。</u> <u>県は、情報収集活動の結果、緊急性を有し被災県の要請を待ついとまがないと認められるときは、必要な応援を行うこととする。</u> <u>県は、職員を派遣する場合には、職員が消費又は使用する物資等を携行させるよう努めることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
		251	<p>(4) 新潟県との相互応援協定に基づく<u>応援</u> 県は、新潟県から応援要請があったときは、要請があった事項について、応援を行うこととする。 災害が発生し、被災県と連絡が取れない場合は、<u>県</u>は必要に応じ情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うこととする。</p> <p><u>7 法に基づく応援</u> <u>(1) 応援の要求（災害対策基本法第74条、第74条の2）</u> 県は、他の都道府県から応援の求めがあったときは、正当な理由がない限り速やかに応援することとする。 県は、内閣総理大臣から他の都道府県を応援するよう求められたときは、速やかに応援することとする。その場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対し、県外の被災市町村を応援するよう求めることとする。</p> <p><u>(2) 職員等の中長期派遣</u> 長期にわたる職員の派遣は、地方自治法第252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第1項の規定によることとする。</p> <p><u>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</u> <u>(1) 応援協定等に基づく応援</u> <u>(2) その他必要な事項</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
143	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 地盤の液状化対策の実施</p> <p>第2 内容 1 埋立地等における液状化対策 (2) 県等は、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施することとする。</p>	141	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第7款 地盤の液状化対策の実施</p> <p>第2 内容 1 埋立地等における液状化対策 (2) 県等は、<u>土地の利用にあたり</u>、液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
259	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施 第1款 地震火災の消火活動の実施</p> <p>4 応援</p> <p>(1) 知事の応援指示権の発動 県は、多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第24条の2の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。</p>	255	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施 第1款 地震火災の消火活動の実施</p> <p>4 応援</p> <p>(1) 知事の応援指示権の発動 県は、多発火災により一市町の消防力では対応できない場合、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により市町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。</p>
260	<p>(2) 他都道府県への応援要請 県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。 なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。</p>	255	<p>(2) 他都道府県への応援要請 県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県知事に対し応援を要請することとする。 なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
268	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施 第2款 救急医療の提供</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕</p>	264	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第2節 救助・救急、医療対策の実施 第2款 救急医療の提供</p> <p>〔実施機関：<u>海上保安本部</u>、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県警察本部、市町、消防機関、医療機関、事故等発生責任機関〕</p>
268	<p>1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） ・自衛隊 等 	264	<p>1 実施方法 (3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送</p> <p>（ヘリコプターを有する他機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） ・<u>海上保安本部</u> ・自衛隊 等
268	<p>(5) 負傷者等の収容</p> <p>死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。</p> <p>速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。</p>	264	<p>(5) 負傷者等の収容</p> <p>死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分その他所要の処理を行わなければならない。</p> <p>速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、<u>県医師会を通じて県警本部との事前合意に基づいて、兵庫県医師会死体検案認定医等の</u>臨床医の協力も得ることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施		第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第2節 救助・救急、医療対策の実施 第3款 医療・助産対策の実施
		266	<u>3</u> 船舶の活用（災害時医療支援船） <u>災害時、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ各機能を活かし、災害時医療支援船として利活用する。</u> <u>輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送</u> <u>生活機能を活用した一時的避難所としての利用等</u> <u>災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用</u>
270	3 県における情報収集・提供	266	<u>4</u> 県における情報収集・提供
271	4 救護班の派遣等	267	<u>5</u> 救護班の派遣等
273	5 災害拠点病院の活動	269	<u>6</u> 災害拠点病院の活動
274	6 医療マンパワーの確保	269	<u>7</u> 医療マンパワーの確保
274	7 患者等搬送体制	270	<u>8</u> 患者等搬送体制
274	8 医薬品等の供給	270	<u>9</u> 医薬品等の供給
275	9 医療機関のライフラインの確保	271	<u>10</u> 医療機関のライフラインの確保
275	10 市町地域防災計画に定めるべき事項	271	<u>11</u> 市町地域防災計画に定めるべき事項

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施</p>		<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施</p>
276	<p>〔実施機関：近畿地方整備局、大阪空港事務所、海上保安本部（第五管区、第八管区）、<u>県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、<u>県道路公社</u>、<u>芦有開発(株)</u>、<u>港湾管理者</u>、<u>空港管理者</u>〕</p>	272	<p>〔実施機関：近畿地方整備局、大阪空港事務所、<u>海上保安本部</u>、<u>県土整備部県土企画局</u>、<u>県土整備部土木局</u>、<u>県公安委員会</u>、<u>県警察本部</u>、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、<u>県道路公社</u>、<u>芦有ドライブウェイ(株)</u>、<u>港湾管理者</u>、<u>空港管理者</u>〕</p>
276	<p>2 陸上交通の確保 (1) 道路法（第46条）に基づく応急対策 一般国道（「災害対策部運営計画」による。） イ 警戒体制の発令</p>	272	<p>2 陸上交通の確保 (1) 道路法（第46条）に基づく応急対策 一般国道（<u>指定区間</u>）（「災害対策部運営計画」による。） イ 警戒体制<u>等</u>の発令</p>
278	<p>西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。） イ 交通規制の実施方法 (イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、地震により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、<u>巡回車及びラジオ等</u>により、原則として次のとおり指示することとする。 a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは<u>県警察本部の指示又はラジオによる公共機関の指示</u>があるまでは走行しないこと。</p>	274	<p>西日本高速道路株式会社関西支社が管理する有料道路（「防災業務要領」による。） イ 交通規制の実施方法 (イ) 西日本高速道路株式会社関西支社は、地震により通行止めを実施した場合において、通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、<u>巡回車等</u>により、原則として次のとおり指示することとする。 a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、西日本高速道路株式会社若しくは<u>県警察本部の指示</u>があるまでは走行しないこと。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
279	<p>阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。）</p> <p>イ 通行規制等措置</p> <p>(ウ) 津波の来週によりランプに接続する道路が通行止めを行っている場合等においては、必要に応じて通行の禁止等の措置を講じ、道路情報提供装置により、津波に関する情報を提供できるものとする。</p>	275	<p>阪神高速道路株式会社が管理する有料道路（「阪神高速道路株式会社防災業務要領震災編」による。）</p> <p>イ 通行規制等措置</p> <p>(ウ) 津波の来襲によりランプに接続する道路が通行止めを行っている場合等においては、必要に応じて通行の禁止等の措置を講じ、道路情報提供装置により、津波に関する情報を提供できるものとする。</p>
279	<p>本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターが管理する有料道路（「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、概ね次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、直ちに通行制限又は通行禁止（以下「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p>(イ) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>(イ) 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センターは、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p> <p>a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。</p>	275	<p>本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路（「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター」、「防災業務実施要領 - 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター」による。）</p> <p>ア 通行制限及び通行禁止の実施基準</p> <p>(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止（以下「通行制限等」という。）の措置をとることとする。</p> <p>(イ) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施し又は変更したとき、地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。</p> <p>イ 通行制限等の実施方法</p> <p>(ア) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。</p> <p>(イ) 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。</p> <p>a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、本州四国連絡高速道路株式会社又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案						
281	<p>芦有開発株式会社が管理する有料道路（「芦有ドライブウェイ維持管理要綱」による。）</p> <p>ア 災害の予防 芦有開発株式会社は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行い、必要な防災処置を講じることとする。</p> <p>イ 防災体制 緊急体制（災害発生等緊急時）によって防災体制に入ることとする。 (ア) パトロールの強化 芦有開発株式会社は、災害時において芦屋 - 有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。 (イ) 通行禁止等の措置 芦有開発株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のために必要な注意を与えることとする。</p> <p>4 空路交通の確保 (1) 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。</p>	276	<p>芦有<u>ドライブウェイ</u>株式会社が管理する有料道路（「芦有ドライブウェイ維持管理規定」による。）</p> <p><u>ア 交通規制の実施基準</u> <u>(ア) 次の基準に該当する場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1279 427 2107 485"> <thead> <tr> <th data-bbox="1279 427 1554 453">内容</th> <th data-bbox="1554 427 1830 453">通行注意喚起</th> <th data-bbox="1830 427 2107 453">通行止め</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1279 453 1554 485">地震</td> <td data-bbox="1554 453 1830 485">震度3以上</td> <td data-bbox="1830 453 2107 485">震度4以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(イ) 芦有ドライブウェイ株式会社は、通行規制を実施した場合は、直ちに所轄警察署に連絡するとともに、関係機関に連絡することとする。</u></p> <p><u>イ</u> 災害の予防 芦有<u>ドライブウェイ</u>株式会社は、毎日全線をパトロールするほか、自動車道の法面及び石積等構造物については、定期的に総点検を行い、必要な防災処置を講じることとする。</p> <p><u>ウ</u> 防災体制 緊急体制（災害発生等緊急時）によって防災体制に入ることとする。 (ア) パトロールの強化 芦有<u>ドライブウェイ</u>株式会社は、災害時において芦屋 - 有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス(株)に連絡することとする。 (イ) 通行禁止等の措置 芦有<u>ドライブウェイ</u>株式会社は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全通行のために必要な注意を与えることとする。</p> <p>4 空路交通の確保 (1) 空港管理者等^等は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行うこととする。</p>	内容	通行注意喚起	通行止め	地震	震度3以上	震度4以上
内容	通行注意喚起	通行止め							
地震	震度3以上	震度4以上							
285		281							

頁	現 行	頁	修 正 案
287	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等 (1) 実施機関</p> <p>追加</p>	282	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施</p> <p>1 緊急輸送に当たっての基本的事項等 (1) 実施機関</p> <p><u>県は、運送業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して運送を要請することとする。資機材の故障や安全の確保ができない等の正当な理由なく要請に応じないときは、運送を行うべきことを指示することとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
293	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>2 避難の実施 (2) 避難のための勧告及び指示 勧告・指示の伝達方法 ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、海上保安本部（第五管区、第八管区）、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p> <p>296 (6) 大災害時における措置等 県は被災市町から、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして要請があった場合、隣接市町等と調整して応援を実施することとする。 ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項 県は、必要により、概ね市区町単位で主要避難所に救護対策現地本部を設け、職員を常駐させるなど、被災者対策に関する市町の取り組みを支援することとする。 県は、県域外への広域的な避難、収容が必要であると判断したときには、他府県や国に支援を要請することとする。</p>	288	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>2 避難の実施 (2) 避難のための勧告及び指示 勧告・指示の伝達方法 ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等避難の情報伝達手段を活用するとともに、県警察本部、<u>海上保安本部</u>、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p> <p>291 (6) <u>広域避難（広域一時滞在）等</u> 県は被災市町から、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、次の事項を明らかにして要請があった場合、隣接市町等と調整して応援を実施することとする。 ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項 <u>県は、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町からの要請を待たずとも、市町の要請を待たずに広域避難のための調整を行うこととする。</u> 県は、必要により、概ね市区町単位で主要避難所に救護対策現地本部を設け、職員を常駐させるなど、被災者対策に関する市町の取り組みを支援することとする。 県は、県域外への広域的な避難、収容が必要であると判断したときには、他府県や国に支援を要請することとする。 <u>県・市町は、市町域・県域を越えて避難した被災者について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住居を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元と避難先が共有し、支援情報の提供等の支援に努めることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
298	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保</p> <p>1 住宅対策の主な種類と順序 (4) 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去</p> <p>2 応急仮設住宅の建設 (1) 実施機関 被災者等への応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</p> <p>(2) 供給対象者 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。 住居する住家がない者であること。 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。</p>	293	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第5節 住宅の確保</p> <p>1 住宅対策の主な種類と順序 (4) 応急仮設住宅の<u>供与</u>、住宅の応急修理、障害物の除去</p> <p>2 応急仮設住宅の<u>供与</u> <u>供与対象者</u> 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。 住居する住家がない者であること。 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。</p> <p><u>(2) 応急仮設の供与要請</u> <u>住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。</u> 市町は、次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。 ア 被害戸数 イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所 ウ 連絡責任者 県は市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応する。 県は市町からの情報等に基づき、応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
298	<p>(3) 供給方法</p> <p>市町は、平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</p> <p>建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。</p> <p>県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき、市町から供給あっせんの要請があったとき、若しくは自ら必要があると認める場合に対応することとする。なお、市町は、応急仮設住宅の供給を県に要請するときは、次の事項を可能な限り示すこととする。</p> <p>ア 被害戸数</p> <p>イ 設置を必要とする型別戸数、建設場所</p> <p>ウ 連絡責任者</p> <p>エ その他参考となる事項</p> <p>県、市町は、被災状況や地域の実情等、必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給することとする。</p> <p>県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。</p>	293	<p><u>(3) 応急仮設住宅の建設</u></p> <p><u>実施機関</u></p> <p><u>応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市町で実施することとする。なお、災害救助法適用市町が一つのみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。</u></p> <p><u>建設方法</u></p> <p><u>ア 市町は、平時から、あらかじめ建設可能な土地を把握しておくこととする。</u></p> <p><u>イ 建設にあたっては、二次災害の危険がないよう配慮することとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</u></p> <p><u>エ 県は、なお供給に不足が生じる場合には、他府県や、国（農林水産省、経済産業省、国土交通省）に建設業者や資機材のあっせん等を要請することとする。</u></p> <p><u>オ 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。</u></p> <p><u>カ 県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</u></p>
299	<p>(4) 住宅の構造</p> <p>住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮することとする。</p> <p>県、市町は、必要に応じ高齢者、障害者等、日常生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。</p>	294	<p>(4) 民間賃貸住宅の借上げ</p> <p>県、市町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借上げて供給する。</p> <p>県、市町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
301	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給</p> <p>1 実施機関 (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合、又は県が必要と認める場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。</p> <p>3 品目 品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。</p> <p>(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食</p>	296	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第1款 食料の供給</p> <p>1 実施機関 (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合は、食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。<u>市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する食料を確保し供給することとする。</u></p> <p>3 品目 品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、<u>妊産婦</u>、乳幼児、<u>食事制限のある方等</u>のニーズにも配慮することとする。 <u>なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</u></p> <p>(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水等の副食 <u>(3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
304	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第2款 応急給水の実施</p> <p>1 実施機関 (2) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合には、供給の応援を行うこととする。</p>	299	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第2款 応急給水の実施</p> <p>1 実施機関 (2) 県は、広域にわたる大災害が発生し、市町等から要請のあった場合は、<u>食料の供給及び供給あっせんを行うこととする。市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに市町に対する供給の応援を行うこととする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
306	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給</p> <p>1 実施機関 (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合に、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。</p>	301	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給</p> <p>1 実施機関 (3) 県は、大災害が発生し、市町から要請があった場合、緊急物資の供給、調達、あっせんを行うこととする。<u>市町からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給することとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
308	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施</p> <p>5 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p>追加</p>	303	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第1款 精神医療の実施</p> <p>5 こころのケアに関する拠点の設置</p> <p><u>(3) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めることとする。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
310	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施</p> <p>1 巡回健康相談の実施</p> <p>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</p> <p>(4) 県及び市町は、巡回健康相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療救護班やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。</p> <p>(5) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、感染症や食中毒、生活不活発病等の予防に努めることとする。</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) 巡回健康相談の実施</p>	304	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健医療、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施</p> <p>1 巡回健康相談等の実施</p> <p>(3) 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町に助言を行うとともに、<u>保健・医療・福祉関係者</u>、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。</p> <p>(4) 県及び市町は、巡回健康相談や<u>家庭訪問</u>の実施にあたり、連携して<u>高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等</u>災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、<u>医療機関（医療救護班）</u>やこころのケアチーム等と連携して支援を行う。</p> <p>(5) 県及び市町は、巡回健康相談や家庭訪問・<u>健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止</u>、感染症や食中毒、<u>高齢者の</u>生活不活発病等の予防に努めることとする。</p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項 (1) 巡回健康相談等の実施</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
321	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>2 情報提供</p> <p>3 避難対策</p> <p>(1) 市町は、避難支援計画に沿って災害時要援護者の避難誘導が的確に行われるよう努めることとする。</p> <p>(2) 市町は、名簿等の活用により居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。特に、地域での情報共有のための同意が得られない災害時要援護者で、自助・共助による対応が困難な者について、重点的に確認を行うこととする。</p> <p>(3) 市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。</p> <p>(4) 市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。</p> <p>(5) 県、市町は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講ずることとする。 (「避難対策の実施」の項を参照)</p> <p>4 生活支援</p> <p>(1) 市町は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮することとする。</p> <p>(2) 市町は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮することとする。</p> <p>(3) 県、市町は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行うこととする。</p> <p>(4) 県、市町は、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的実施を行うこととする。</p> <p>(5) 県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。</p>	315	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>2 情報の提供</p> <p><u>3 安否確認・救助・避難誘導</u> <u>市町は、非難行動要支援者名簿等に基づき、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。</u></p> <p><u>4 生活支援</u></p> <p><u>(1) 被災者ローラー作戦の実施</u> <u>市町は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努めることとする。</u></p> <p><u>(2) 要援護者トリアージの実施</u> <u>市町は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。</u></p>

頁	現 行	頁	修 正 案
		315	<p><u>(3) 専門家による支援</u> 市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。 県は、市町の実情があるとき、または必要と認めるときは、保健師等の専門人材、こころのケアチームの派遣等の応援を行う。</p>
		316	<p><u>(4) 避難場所の確保</u> 市町は、災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めることとする。</p> <p><u>(5) 避難所等における配慮</u> <u>相談窓口の設置</u> 市町は、避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。 <u>食料、生活必需品の供給</u> 市町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。 <u>福祉サービスの提供</u> 県、市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることを留意することとする。 <u>快適な空間の確保</u> 要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。</p>
322	7 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応	316	<u>7</u> 外国人県民への情報伝達等
322	8 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応	317	<u>8</u> 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応
322	9 外国人県民への情報伝達等	317	<u>9</u> 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施</p> <p>1 基本方針 (1) 広報の内容 食料、生活必需品の供給状況</p> <p>2 県における広報 (3) 広報の実施 エ 避難所等への情報提供 県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。</p>	<p>325</p> <p>326</p> <p>319</p> <p>321</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施</p> <p>1 基本方針 (1) 広報の内容 食料、生活必需品、<u>燃料</u>の供給状況</p> <p>2 県における広報 (3) 広報の実施 エ 避難所等への情報提供 県は、市町と協力し、避難所、<u>応急仮設住宅(借り上げを含む)</u>、<u>在宅被災者、帰宅困難者</u>等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
350	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第1款 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>4 阪急電鉄(株)の応急対策 (2) 発災時の初動態勢 運行規制</p> <p>追加</p> <p>ア 地震警報表示器に震度4の表示を確認したとき (ア) 直ちに列車無線で、全列車に運転中止を指示(地震1号指令発令)することとする。 (イ) 震動がなくなったと認められるときは、全列車の運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示することとする。 (ウ) 徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除(特定の箇所での運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)し、<u>地震指令の解除は技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行うこととする。</u></p> <p>イ 地震警報表示器に震度5以上の表示を確認したとき (ア) 直ちに列車無線で、全列車に運転中止を指示(地震2号指令発令)することとする。 (イ) 震動がなくなったと認められるときであっても、地震2号指令解除を待って運転の再開を指示することとする。 (ウ) 地震2号指令解除後、列車の運行状況、被害状況等を把握し(特定の箇所での運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)、安全を確認した区間より運転規制を解除することとする。</p>	342	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第1款 鉄道施設における応急対策の実施</p> <p>4 阪急電鉄(株)の応急対策 (2) 発災時の初動態勢 運行規制</p> <p><u>緊急地震速報により定める地点において震度が4以上と予測される場合、または地震警報表示器に震度4以上が表示された場合は、列車無線により直ちに全列車に運転停止を指示する。</u></p> <p>ア 地震警報表示器に震度4が表示されたとき (ア) <u>地震1号指令発令する。</u> (イ) 震動がなくなったと認められるときは、全列車の運転速度を毎時25km以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示する。 (ウ) 徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除(特定の箇所での運転速度の規制を行う必要のあるときは、その箇所の運転速度を指示)する。</p> <p>イ 地震警報表示器に震度5以上が表示されたとき (ア) <u>地震2号指令発令する。</u> (イ) 震動がなくなったと認められるときであっても、<u>運転再開の指示をしない。</u> (ウ) <u>技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ地震2号指令を解除した後、全列車に運転再開を指示する。</u></p>
352	<p>5 阪神電気鉄道(株)の応急対策 (2) 発災時の初動態勢 運行規制</p> <p>工 停止列車の移動禁止 運転士は、運転再開の指示があるまで、停止位置で待機することとする。(ただし、やむをえず危険な箇所又は旅客の避難及び誘導が困難な箇所に停止したときは、毎時25km以下の速度で安全な位置まで移動する。)</p>	343	<p>5 阪神電気鉄道(株)の応急対策 (2) 発災時の初動態勢 運行規制</p> <p>工 停止列車の移動禁止 運転士は、運転再開の指示があるまで、停止位置で待機することとする。(ただし、やむをえず危険な箇所又は旅客の避難及び誘導が困難な箇所に停止したときは、毎時15km以下の速度で安全な位置まで移動する。)</p>
356	10 神戸市都市整備公社の応急対策	347	10 神戸 <u>すまいまちづくり</u> 公社の応急対策

頁	現 行	頁	修 正 案
358	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第3款 空港施設における応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：県県土整備部県土企画局、飛行場管理者〕</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 体制の確保と情報収集 飛行場管理者は、大規模な地震の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認することとする。</p> <p>2 関係機関等との連携による防災 飛行場管理者は、大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施することとする。</p> <p>3 施設等の早期復旧 飛行場管理者は、関係機関等と協力して速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努めることとする。</p>	349	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施 第3款 空港施設における応急対策の実施</p> <p>〔実施機関：県県土整備部県土企画局、<u>空港管理者等</u>〕</p> <p>第2 計画の内容</p> <p>1 体制の確保と情報収集 <u>空港管理者等</u>は、大規模な地震の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認することとする。</p> <p>2 関係機関等との連携による防災 <u>空港管理者等</u>は、大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施することとする。</p> <p>3 施設等の早期復旧 <u>空港管理者等</u>は、関係機関等と協力して速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
363	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第2款 ガスの確保</p> <p>3 (一社)兵庫県エルピーガス協会の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 応急対策の実施 ク 要員の確保 県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。</p>	354	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第2款 ガスの確保</p> <p>3 (一社)兵庫県エルピーガス協会の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 応急対策の実施 ク 要員の確保 県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
365	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第3款 電気通信の確保</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策 (2) 復旧作業にいたるまでの対応 通信の混乱防止 ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施 イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ル - トを確保し他の通話に優先した取扱いの実施 ウ 「災害用伝言ダイヤル」でのふくそう緩和の実施</p>	356	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第3款 電気通信の確保</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策 (2) 復旧作業にいたるまでの対応 通信の混乱防止 ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施 イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ル - トを確保し他の通話に優先した取扱いの実施 ウ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和の実施</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
369	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第5款 下水道の確保</p> <p>1 県の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 被害状況の把握 各市町と連絡をとり、各市町の下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。</p>	359	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施 第5款 下水道の確保</p> <p>1 県の応急対策 (1) 地震発生直後の対応 被害状況の把握 <u>地震発生後、県及び市町は緊密に連携し</u>、下水道施設の被害状況、応急復旧についての支援の必要性の有無の把握に努めることとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧計画の実施</p> <p>395 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部、こども局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町〕</p> <p>395 1 災害復旧事業の種類</p> <p>(1) 公共土木施設復旧事業</p> <p>河川災害復旧事業</p> <p>海岸災害復旧事業</p> <p>砂防設備災害復旧事業</p> <p>地すべり防止施設災害復旧事業</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業</p> <p>道路災害復旧事業</p> <p>港湾災害復旧事業</p> <p>漁港災害復旧事業</p> <p>下水道災害復旧事業</p> <p>公園災害復旧事業</p>		<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 災害復旧計画の実施</p> <p>385 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部、こども局、県健康福祉部生活消費局、県健康福祉部健康局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、<u>県県土整備部県土企画局</u>、県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局、県教育委員会、市町〕</p> <p>385 1 災害復旧事業の種類</p> <p>(1) 公共土木施設復旧事業</p> <p>河川災害復旧事業</p> <p>海岸災害復旧事業</p> <p>砂防設備災害復旧事業</p> <p><u>林地荒廃防止施設災害復旧事業</u></p> <p>— 地すべり防止施設災害復旧事業</p> <p>— 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業</p> <p>— 道路災害復旧事業</p> <p>— 港湾災害復旧事業</p> <p>— 漁港災害復旧事業</p> <p>— 下水道災害復旧事業</p> <p>— 公園災害復旧事業</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	第4編 災害復旧計画		第4編 災害復旧計画
401	第3節 住宅の復旧・再建事業 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県県土整備部住宅建築局、市町〕	391	第3節 住宅の復旧・再建事業 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、 <u>県県土整備部まちづくり局</u> 、県県土整備部住宅建築局、市町〕
403	4 被災住宅に対する融資等 (1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付 条件（平成23年8月1日現在） イ 貸付利率 年1.57%（平成24年3月16日現在）	393	4 被災住宅に対する融資等 (1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付 条件（ <u>平成25年4月17日</u> 現在） イ 貸付利率 年 <u>1.20%</u> （ <u>平成25年4月17日</u> 現在）

頁	現 行	頁	修 正 案
404	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 災害義援金の募集等</p> <p>2 配分</p> <p>(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。</p> <p>募集方法及び配分方法</p> <p>被災者等に対する伝達方法</p> <p>義援金の収納額及びその用途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法</p>	394	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第4節 災害義援金の募集等</p> <p>2 配分</p> <p>(1) 県は、上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定することとする。</p> <p>募集方法及び配分方法</p> <p>被災者等に対する伝達方法</p> <p>義援金の収納額及びその用途についての寄託者及び報道機関等への周知方法</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第5編 災害復興計画</p> <p>第2節 復興計画の策定</p> <p>408 〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、県企業庁、市町〕</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>408 (1) 策定上の留意事項 多様な行動主体の参画と協働 住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。</p> <p>409 4 分野別緊急復興計画の策定 (1) 生活復興 (想定される計画内容例)</p> <p>ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援 地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等</p> <p>イ 保健・医療・福祉サービスの充実 障害者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実や医療の確保、こころのケア対策等</p> <p>ウ 被災児童・生徒への対策 学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等</p> <p>エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援 求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等</p> <p>オ 安全で快適な住まいの提供 応急仮設住宅の早期の提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等</p> <p>カ 相談・情報提供と支援者活動支援 相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等</p>		<p>第5編 災害復興計画</p> <p>第2節 復興計画の策定</p> <p>397 〔実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、県農政環境部農政企画局、県県土整備部県土企画局、<u>県県土整備部土木局、県県土整備部まちづくり局、県県土整備部住宅建築局</u>、県企業庁、市町〕</p> <p>3 復興計画の策定</p> <p>397 (1) 策定上の留意事項 多様な行動主体の参画と協働 住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮することとする。 <u>その際、特に女性や災害時要援護者の参画を促進することとする。</u></p> <p>398 4 分野別緊急復興計画の策定 (1) 生活復興 (想定される計画内容例)</p> <p>ア コミュニティづくりと生きがい創造の支援 地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、<u>孤立化予防</u>、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等</p> <p>イ 保健・医療・福祉サービスの充実 障害者、高齢者などへの家事援助や<u>介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動</u>、在宅サービスの充実、医療の確保、<u>アルコール問題やPTSD・自殺対策など</u>、こころのケア対策等</p> <p>ウ 被災児童・生徒への対策 学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策等</p> <p>エ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援 求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用等</p> <p>オ 安全で快適な住まいの提供 応急仮設住宅の早期の<u>供与</u>と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進等</p> <p>カ 相談・情報提供と支援者活動支援 相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援等</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																												
415	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第1章 総則	403	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第1章 総則																												
	第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱		第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱																												
	第1 指定地方行政機関		第1 指定地方行政機関																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん 5 <u>災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）</u></td> </tr> <tr> <td>追加</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	近畿農政局	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん 5 <u>災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）</u>	追加		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>近畿農政局</u></td> <td><u>1 土地改良機械の緊急貸付け</u> <u>2 農業関係被害情報の収集報告</u> <u>3 農作物等の病虫害防除の指導</u> <u>4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</u></td> </tr> <tr> <td><u>農林水産省</u></td> <td><u>災害救助用米穀の供給（売却）</u></td> </tr> <tr> <td><u>新関西国際空港株式会社</u></td> <td><u>災害時における消火救難体制の構築</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	<u>近畿農政局</u>	<u>1 土地改良機械の緊急貸付け</u> <u>2 農業関係被害情報の収集報告</u> <u>3 農作物等の病虫害防除の指導</u> <u>4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</u>	<u>農林水産省</u>	<u>災害救助用米穀の供給（売却）</u>	<u>新関西国際空港株式会社</u>	<u>災害時における消火救難体制の構築</u>															
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
近畿農政局	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん 5 <u>災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）</u>																														
追加																															
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
<u>近畿農政局</u>	<u>1 土地改良機械の緊急貸付け</u> <u>2 農業関係被害情報の収集報告</u> <u>3 農作物等の病虫害防除の指導</u> <u>4 食料品、飼料、種もみ等の供給あつせん</u>																														
<u>農林水産省</u>	<u>災害救助用米穀の供給（売却）</u>																														
<u>新関西国際空港株式会社</u>	<u>災害時における消火救難体制の構築</u>																														
418	第6 指定地方公共機関	406	第6 指定地方公共機関																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 神戸市都市整備公社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送機関 神戸エフエム放送</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県医師会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県看護協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県歯科医師会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社団法人 兵庫県薬剤師会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	事 務 又 は 業 務	鉄道等輸送機関 神戸市都市整備公社		放送機関 神戸エフエム放送	略	社団法人 兵庫県医師会		社団法人 兵庫県看護協会		社団法人 兵庫県歯科医師会		社団法人 兵庫県薬剤師会		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人</u> <u>神戸すまいまちづくり公社</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送機関 <u>兵庫エフエム放送</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人 兵庫県医師会</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>公益</u>社団法人 兵庫県看護協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人 兵庫県歯科医師会</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人 兵庫県薬剤師会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人</u> <u>神戸すまいまちづくり公社</u>		放送機関 <u>兵庫エフエム放送</u>	略	<u>一般</u> 社団法人 兵庫県医師会		<u>公益</u> 社団法人 兵庫県看護協会		<u>一般</u> 社団法人 兵庫県歯科医師会		<u>一般</u> 社団法人 兵庫県薬剤師会	
	機 関 名		事 務 又 は 業 務																												
	鉄道等輸送機関 神戸市都市整備公社																														
	放送機関 神戸エフエム放送		略																												
	社団法人 兵庫県医師会																														
	社団法人 兵庫県看護協会																														
社団法人 兵庫県歯科医師会																															
社団法人 兵庫県薬剤師会																															
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
鉄道等輸送機関 <u>一般財団法人</u> <u>神戸すまいまちづくり公社</u>																															
放送機関 <u>兵庫エフエム放送</u>	略																														
<u>一般</u> 社団法人 兵庫県医師会																															
<u>公益</u> 社団法人 兵庫県看護協会																															
<u>一般</u> 社団法人 兵庫県歯科医師会																															
<u>一般</u> 社団法人 兵庫県薬剤師会																															

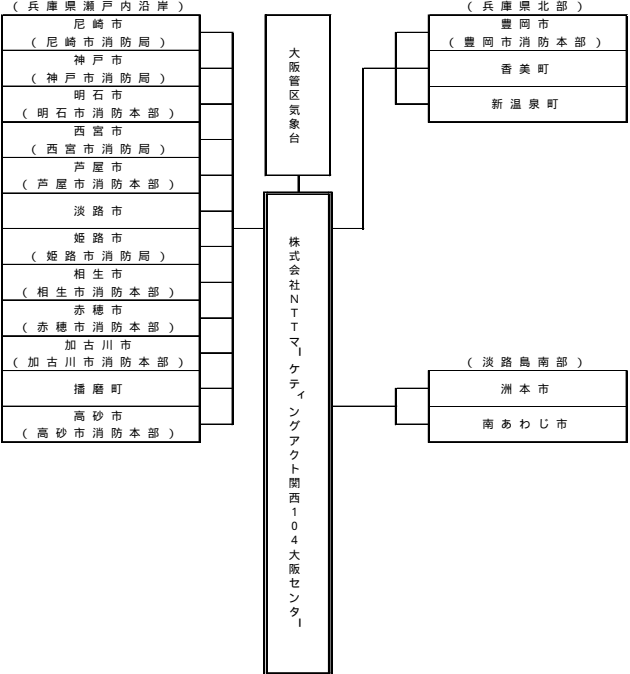
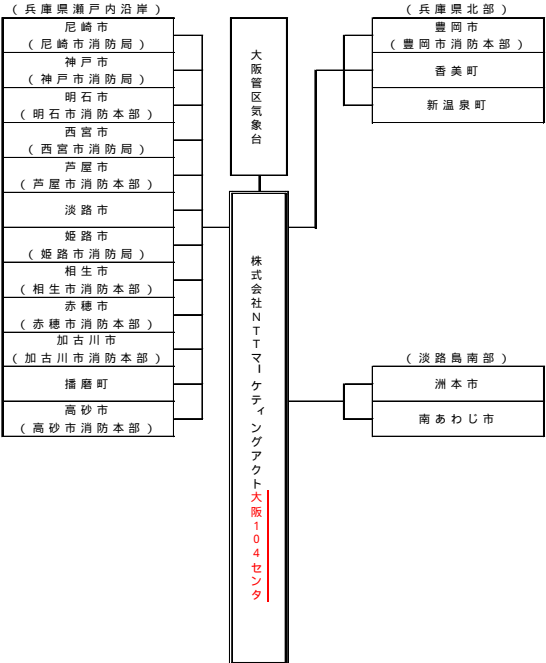
頁	現 行	頁	修 正 案
	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p>		<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p>
423	<p>〔実施機関：第五管区海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、健康福祉部生活消費局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者〕</p>	411	<p>〔実施機関：海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県健康福祉部健康局、健康福祉部生活消費局、県産業労働部産業振興局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関、関係事業者〕</p>
424	<p>3 救助・救急活動・医療活動・消火活動</p> <p>救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>また、第五管区海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p>	412	<p>3 救助・救急活動・医療活動・消火活動</p> <p>救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第1節「消火活動等の実施」、第2節「救助・救急、医療対策の実施」に定めるところによる。</p> <p>また、海上保安本部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行うこととする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p>
425	<p>8 二次災害防止等</p> <p>(2) 海域</p> <p>第五管区海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。</p> <p>また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p>	413	<p>8 二次災害防止等</p> <p>(2) 海域</p> <p>海上保安本部、県、市町等は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じることとする。</p> <p>また、港湾管理者、漁港管理者等は、災害発生後の海上輸送の早期再開のため、関係機関と連携し、津波に流された漂流物の早期回収に努めることとする。</p> <p>なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮することとする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
428	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 他機関に対する応援要請</p> <p>6 消防、警察の広域応援 県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制の確保に努めることとする。</p> <p>その他、緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。</p>	416	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第3節 他機関に対する応援要請</p> <p>6 消防、警察の広域応援 県は、災害が発生し、緊急消防援助隊、警察の警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防本部及び警察庁等と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制の確保に努めることとする。</p> <p>その他、緊急消防援助隊の受け入れ及び派遣については、第3編「災害応急対策計画」第2章「迅速な災害応急活動体制の確立」第4節「防災関係機関等との連携促進」第2款「関係機関との連携」の定めるところによる。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案																																				
	第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等 3 海岸施設の整備 (事業計画) ア 県(県土整備部)所管事業分		第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第2節 津波からの防護のための施設の整備等 3 海岸施設の整備 (事業計画) ア 県(県土整備部)所管事業分																																				
431	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(閘門補修)他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等電動化 他) 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他 計4海岸		海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)			尼崎西宮芦屋港海岸(閘門補修)他 計4海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等電動化 他) 計6海岸	419	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~27</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計9海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他 計4海岸		海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)			尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計9海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸
年度	事業名	事業内容																																					
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他 計4海岸																																					
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸																																					
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)																																					
		尼崎西宮芦屋港海岸(閘門補修)他 計4海岸																																					
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等電動化 他) 計6海岸																																					
年度	事業名	事業内容																																					
23~27	高潮対策事業	福良港海岸(胸壁・護岸(改良)、陸開等自動閉鎖化 他) 尼崎西宮芦屋港海岸(排水施設(改良)他)他 計4海岸																																					
	海岸耐震対策緊急事業	東播磨港海岸(護岸補強)他 計1海岸																																					
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)																																					
		尼崎西宮芦屋港海岸(護岸補強)他 計9海岸																																					
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(陸開等遠隔操作化 他) 計6海岸																																					
431	イ 県(農政環境部)所管事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~</td> <td>(農村環境室所管分) 高潮対策事業</td> <td>排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸</td> </tr> <tr> <td>23~</td> <td>海岸堤防等老朽化対策 緊急事業</td> <td>老朽化した海岸堤防の補強等 吹上海岸</td> </tr> <tr> <td>18~</td> <td>(漁港課所管分) 海岸保全施設整備</td> <td>海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸	23~	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	老朽化した海岸堤防の補強等 吹上海岸	18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。	419	イ 県(農政環境部)所管事業分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23~</td> <td>(農村環境室所管分) 高潮対策事業</td> <td>排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸</td> </tr> <tr> <td>18~</td> <td>(漁港課所管分) 海岸保全施設整備</td> <td>海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	23~	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸	18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。															
年度	事業名	事業内容																																					
23~	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸																																					
23~	海岸堤防等老朽化対策 緊急事業	老朽化した海岸堤防の補強等 吹上海岸																																					
18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。																																					
年度	事業名	事業内容																																					
23~	(農村環境室所管分) 高潮対策事業	排水樋門の改修・堤防の漏水防止工等 福浦海岸																																					
18~	(漁港課所管分) 海岸保全施設整備	海岸保全施設の耐震性の向上等について計画的に推進する。																																					

頁	現 行																			
432	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>解 説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m</td> </tr> <tr> <td>津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>2m, 1m</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波予報の内容 (津波予報と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>海上保安本部救護課 (大阪管区内津波予報区 1) 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 豊岡河川国防事務所 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 国土交通省神戸運輸監理部 兵庫県警察本部警備部災害対策課 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部 2) NHK神戸放送局 ラジオ関西 サンテレビ 神戸新聞社 関西電力 神戸支店</p> <p>気象庁本庁 または 大阪管区气象台 — 神戸海洋气象台</p>	種類	解 説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m	津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m, 1m	津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	発表される場合	内 容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。
種類	解 説	発表される津波の高さ																		
津波警報	大津波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上, 8m, 6m, 4m, 3m																		
	津波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m, 1m																		
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m																		
発表される場合	内 容																			
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表する。																			
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。																			
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。																			
432																				
434																				

頁	修 正 案																																								
420	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>(津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m < 高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m < 高さ < 10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m < 高さ < 5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m < 高さ < 3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m < 高さ < 1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波予報の内容 (津波予報と内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>第五管区海上保安本部 (大阪管区内津波予報区 1) 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 豊岡河川国防事務所 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 国土交通省神戸運輸監理部 兵庫県警察本部警備部災害対策課 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 (兵庫県北部、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部 2) NHK神戸放送局 ラジオ関西 サンテレビ 神戸新聞社 関西電力 神戸支店</p> <p>気象庁本庁 または 大阪管区气象台 — 神戸海洋气象台</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m < 高さ < 10m	10m	3m < 高さ < 5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ < 3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m < 高さ < 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
津波警報等の種類	発表基準				津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																	
		数値での発表	定性的表現での発表																																						
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																				
		5m < 高さ < 10m	10m																																						
		3m < 高さ < 5m	5m																																						
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ < 3m	3m	高い																																					
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m < 高さ < 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																				
	発表基準	発表内容																																							
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																							
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																							
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																							
421																																									
423																																									

頁	現 行	頁	修 正 案																										
435	<p data-bbox="264 197 786 225">〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p> 	424	<p data-bbox="1265 197 1787 225">〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p> 																										
437	<p data-bbox="250 938 723 995">(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)</p> <table border="1" data-bbox="230 1002 1095 1115"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	437	<p data-bbox="1254 938 1727 995">(2) 地震及び津波に関する情報の発表 (地震情報・種類と発表基準及び内容)</p> <table border="1" data-bbox="1234 1002 2098 1115"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1261 1129 1568 1157">(津波情報の種類と内容)</p> <table border="1" data-bbox="1261 1165 2051 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>情報の種類</th> <th>情報の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">津波予報</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを、5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。		情報の種類	情報の内容	津波予報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを、5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表
地震情報の種類	発表基準	内容																											
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																											
地震情報の種類	発表基準	内容																											
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																											
	情報の種類	情報の内容																											
津波予報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを、5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、210ページ(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]																											
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																											
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(1)																											
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(2)																											
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																											

頁	現 行	頁	修 正 案																
		427	<p>(1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 最大波の観測値の発表内容 <table border="1" data-bbox="1249 478 2094 710"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ > 1 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ 1 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ 0.2 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ < 0.2 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表	観測された津波の高さ 1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ 0.2 m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																	
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表																	
	観測された津波の高さ 1 m	「観測中」と発表																	
津波警報	観測された津波の高さ 0.2 m	数値で発表																	
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表																	
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																	

頁	現 行	頁	修 正 案																											
438	<p style="text-align: center;">神戸海洋気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> — 海上保安本部 救援課 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 — 国土交通省神戸運輸監理部 — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 — NHK神戸放送局 — ラジオ関西報道制作部 — サンテレビ報道部 — 神戸新聞社社会部 — 関西電力 神戸支店 	428	<p style="text-align: center;"><u>最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</u></p> <table border="1" data-bbox="1243 268 2101 608"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ > 3 m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ 3 m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ > 1 m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ 1 m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>（すべて数値で発表）</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">428</p> <p style="text-align: center;"><u>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1232 719 2101 963"> <thead> <tr> <th>全国の警報等の発表状況</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中</td> <td>より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>沖合での観測値を「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報のみ発表中</td> <td>（すべて数値で発表）</td> <td>沖合での観測値を数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">神戸海洋気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>第五管区海上保安本部</u> — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 — 国土交通省近畿地方整備局神戸港湾事務所 — 国土交通省神戸運輸監理部 — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 — NHK神戸放送局 — ラジオ関西報道制作部 — サンテレビ報道部 — 神戸新聞社社会部 — 関西電力 神戸支店 	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容	いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表	津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																												
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																												
	沿岸で推定される津波の高さ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																												
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																												
	沿岸で推定される津波の高さ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																												
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																												
全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容																												
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表																												
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表																												
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表																												
439	<p>4 居住者等への情報伝達 放送機関の協力による情報伝達 ウ</p> <p>(I) 神戸エフエム放送株式会社 (1) 関西インターメディア</p>	429	<p>4 居住者等への情報伝達 放送機関の協力による情報伝達 ウ</p> <p>(I) <u>兵庫エフエム放送株式会社</u> (1) <u>株式会社FM802</u></p>																											

頁	現 行	頁	修 正 案
441	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>〔実施機関：第五管区海上保安本部、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者〕</p> <p>8 災害時要援護者の避難支援</p>	431	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>〔実施機関：<u>海上保安本部</u>、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、県教育委員会、県警察本部、市町、自主防災組織、避難誘導を実施すべき機関、避難対象地区内の居住者〕</p> <p>8 災害時要援護者の避難支援</p> <p><u>(3) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な災害時要援護者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておくこととする。</u></p> <p>(4) 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。</p>
444	<p>(3) 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。</p>	434	<p>(4) 地震が発生した場合、市町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うこととする。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
452	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第8節 県、市町が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1 趣旨 県、市町が管理する公共施設における津波避難に関わる対策について定める。</p> <p>第2 内容 1 不特定多数の者が出入りする施設 県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。 なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</p> <p>追加</p>	441	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第8節 県、市町が管理又は運営する施設等に関する対策</p> <p>第1 趣旨 県、市町が管理する公共施設等における津波避難に関わる対策について定める。</p> <p>第2 内容 1 不特定多数の者が利用する施設 県、市町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定めることとする。 なお、津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間に配慮することとする。</p> <div data-bbox="1263 866 2085 983" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による防災対策計画作成義務施設】 劇場、映画館、飲食店、百貨店等店舗、旅館・ホテル、病院、図書館・博物館・美術館、公衆浴場、車両の停車場、船舶・航空機の発着場、神社・寺院・教会、駐車場、地下街、文化財として指定された建造物等</p> </div>

頁	現 行	頁	修 正 案
457	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第1節 地域防災力の向上</p> <p>第2 内容 (2) 災害時の行動に関する心がまえ (揺れへの心得) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。</p> <p>津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない(最低6時間は避難所に滞在する。) 津波見物は絶対にしない。 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)。 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。</p>	445	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画 第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第1節 地域防災力の向上</p> <p>第2 内容 (2) 災害時の行動に関する心がまえ (揺れへの心得) <u>浸水想定区域外でも浸水する可能性があることから、できるだけ高い所に避難する。</u> 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 — 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 — 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報等解除まで気をゆるめない(最低6時間は避難所に滞在する。) — 津波見物は絶対にしない。 — 海岸や河川敷からできるだけ遠くの高い所に避難する。 — 避難勧告・指示は守り、避難所に避難する(避難所には多くの情報が集まる)。 — 逃げ遅れたら、近くの鉄筋コンクリートの建物の3階以上に避難する。</p>

頁	現 行	頁	修 正 案
465	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>第7章 東南海・南海地震の時間差発生による被害拡大防止</p> <p>第1節 東南海・南海地震の時間差発生等への対応</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部</u>、住宅建築局、市町〕</p>	451	<p>第6編 東南海・南海地震防災対策推進計画</p> <p>第7章 東南海・南海地震の時間差発生による被害拡大防止</p> <p>第1節 東南海・南海地震の時間差発生等への対応</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、市町〕</p>